

(その1)

収支報告書

(令和 6 年分)

(ふりがな)

(じゅうみんしゅとうちばけんだいななせんきょくしゅ)

- 1 政治団体の名称 自由民主党千葉県第七選挙区支部
- 2 主たる事務所の所在地 流山市おおたかの森北1-5-2, セレーナおおたかの森2階,
- 3 代表者の氏名 齋藤 健,
- 4 会計責任者の氏名 安藤 辰生,

問合せ先

(担当者)

安藤辰生

(電話)

04-7190-5271



資金管理団体の指定の有無

☐ 有

☒ 無

公職の種類

(現職 ・ 候補者等)

資金管理団体
の届出をした
者の氏名

(※) 資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日 から

令和 年 月 日 まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取り消しをした場合のみ記入すること。

※該当箇所に「✓」を付すこと。

政治団体の区分

☒ 政党の支部

☐ 政党

☐ その他の政治団体
(後援会等)

☐ 政治資金団体

☐ その他の政治団
体の支部

☐ 政治資金規正法第18条の2
第1項の規定による政治団体

活動区域の区分

☐ 2以上の都道府県の区域等

☒ 同一の都道府県の区域内

国会議員関係政治団体の区分

☒ 政治資金規正法第19条の7第1項
第1号に係る国会議員関係政治団体

☐ 政治資金規正法第19条の7第1項
第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者
の氏名

齋藤 健

公職の種類

衆議院議員

(現職 ・ 候補者等)

(※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 年 月 日 から

令和 年 月 日 まで

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合又は該当しなくなった場合のみ記入すること。

139520

千葉県選挙管理委員会
解任後
N N N N N 過

F1 F2 F3 F4 F5 F6
O A

収 支 の 状 況

全団体必要

(その2)

注意：収支がない団体であっても、本表と表（その17）及び表（その20）は提出しなければならない。

1 収支の総括表

		十億	百万	千	円
(1) 収 入 総 額 (①+②)			111	364	960
① (前年からの繰越額)			26	309	274
② (本年の収入額 = $\boxed{A} + \boxed{B} + \boxed{C} + \boxed{D} + \boxed{E} + \boxed{F} + \boxed{G}$)			85	055	686
(2) 支 出 総 額 (表(その13-1)の合計額)			64	673	802
(3) 翌 年 へ の 繰 越 額 ((1) - (2))			46	691	158

2 収入項目別金額の内訳

※収支がない場合であっても、上記の表の欄にはすべて記入すること。↑

(1) 個人の負担する党費又は会費

		十億	百万	千	円
金 額 $\boxed{A}$			1	456	000
員 数				1	019

(2) 寄 附

ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分		金 額				備 考
		十億	百万	千	円	
(ア) 個 人 か ら の 寄 附			8	640	056	内訳を表(その7-1)へ記載すること。
〔うち特定寄附〕						
(イ) 法 人 そ の 他 の 団 体 か ら の 寄 附			14	068	400	内訳を表(その7-2)へ記載すること。
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附			26	750	000	内訳を表(その7-3)へ記載すること。
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)			49	458	456	(ア)～(ウ)の小計を記載すること。
〔寄附のうち寄附のあっせんによるもの〕						内訳を表(その8)へ記載すること。
イ 政 党 匿 名 寄 附						内訳を表(その9)へ記載すること。
合 計 $\boxed{B}$ (ア + イ)			49	458	456	

※「特定寄附」とは、候補者等が、政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附したものをいう。

※「政党匿名寄附」とは、政党が街頭や講演会等で受けた一件千円以下の寄附をいう。

全団体必要

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入							
交付金を供与した本部又は支部の名称	金 額				年月日	主たる事務所の所在地	備 考
	十億	百万	千	円			
自由民主党本部		3,	000,	000	R6. 4. 30	東京都千代田区永田町1-11-23	
自由民主党本部		5,	000,	000	R6. 6. 12	東京都千代田区永田町1-11-23	
自由民主党本部		20,	000,	000	R6. 10. 10	東京都千代田区永田町1-11-23	
自由民主党本部		2,	000,	000	R6. 10. 31	東京都千代田区永田町1-11-23	
自由民主党本部		1,	000,	000	R6. 12. 18	東京都千代田区永田町1-11-23	
自由民主党本部		2,	000,	000	R6. 12. 25	東京都千代田区永田町1-11-23	
自由民主党千葉県支部連合会			600,	000	R6. 10. 11	千葉市中央区市場町2-13	
自由民主党千葉県支部連合会			100,	000	R6. 10. 16	千葉市中央区市場町2-13	
自由民主党千葉県参議院選挙区第八支部			100,	000	R6. 10. 7	千葉市美浜区高洲1-9-7-2	
自由民主党千葉県参議院選挙区第四支部			100,	000	R6. 10. 13	千葉市中央区市場町2-13-301	
自由民主党千葉県参議院選挙区第六支部			100,	000	R6. 10. 16	八千代市大和田新田310	
自由民主党千葉県参議院選挙区第五支部			100,	000	R6. 10. 5	千葉市中央区新田町14-5 大野ビル101	
こ の 頁 の 小 計			34,	100, 000			
合 計	F		34,	100, 000			

(その6)

(6) その他の収入					
摘 要		金 額		収 入 年 月 日	備 考
こ の 頁 の 小 計					
1 件 10 万 円 未 満 の も の				41,230	
合 計 G				41,230	

注意 預金利子や貸付返戻金などについて記載するもので、「摘要」欄にはその区分を記載すること。
ただし、1件10万円未満の収入については、「1件10万円未満のもの」欄に合算して記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄 附 者 の 区 分		個 人	
		寄 附 者 の 氏 名		金 額		年 月 日	住 所	職 業	備 考
				十 億	百 万	千 円			
			小 谷 正 太 郎			118,056		流 山 市 三 輪 野 山 1-1007.	会 社 役 員
			(内 訳)			9,838	R6. 1. 12		
						9,838	R6. 2. 14		
						9,838	R6. 3. 14		
						9,838	R6. 4. 12		
						9,838	R6. 5. 14		
						9,838	R6. 6. 14		
						9,838	R6. 7. 12		
						9,838	R6. 8. 14		
						9,838	R6. 9. 13		
						9,838	R6. 10. 11		
						9,838	R6. 11. 14		
						9,838	R6. 12. 13		
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			118,056	→ ※ 下記注意(1)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		
8	1	0	そ の 他 の 寄 附						
9	0	0	合 計						

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の(前)と特と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄 附 者 の 区 分		個 人			
			寄 附 者 の 氏 名		金 額		年 月 日	住 所		職 業	備 考
				十億	百万	千	円				
			金子 文雄			120	000		流山市古間木54-3 運B192街区7	会社役員	
			(内訳)			10	000	R6. 1. 12			
						10	000	R6. 2. 14			
						10	000	R6. 3. 14			
						10	000	R6. 4. 12			
						10	000	R6. 5. 14			
						10	000	R6. 6. 14			
						10	000	R6. 7. 12			
						10	000	R6. 8. 14			
						10	000	R6. 9. 13			
						10	000	R6. 10. 11			
						10	000	R6. 11. 14			
						10	000	R6. 12. 13			
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			120	000	→ ※ 下記注意(1)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附								
9	0	0	合 計								

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)							寄 附 者 の 区 分		個 人		
			寄 附 者 の 氏 名		金 額		年 月 日	住 所		職 業	備 考
				十億	百万	千	円				
			澤田 良雄			120,000			流山市中野久木572-10	企業コンサルタント	
			(内訳)			10,000		R6. 1. 12			
						10,000		R6. 2. 14			
						10,000		R6. 3. 14			
						10,000		R6. 4. 12			
						10,000		R6. 5. 14			
						10,000		R6. 6. 14			
						10,000		R6. 7. 12			
						10,000		R6. 8. 14			
						10,000		R6. 9. 13			
						10,000		R6. 10. 11			
						10,000		R6. 11. 14			
						10,000		R6. 12. 13			
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			120,000		→ ※ 下記注意(1)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附								
9	0	0	合 計								

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)							寄 附 者 の 区 分		個 人	
寄 附 者 の 氏 名				金 額		年 月 日	住 所		職 業	備 考
				十億	百万	千	円			
			渡邊 美津子			120,000		流山市西平井2-5-2	無職	
			(内訳)			10,000	R6. 1. 12			
						10,000	R6. 2. 14			
						10,000	R6. 3. 14			
						10,000	R6. 4. 12			
						10,000	R6. 5. 14			
						10,000	R6. 6. 14			
						10,000	R6. 7. 12			
						10,000	R6. 8. 14			
						10,000	R6. 9. 13			
						10,000	R6. 10. 11			
						10,000	R6. 11. 14			
						10,000	R6. 12. 13			
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			120,000	→ ※ 下記注意(1)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附							
9	0	0	合 計							

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)							寄 附 者 の 区 分		個 人	
			寄 附 者 の 氏 名	金 額			年 月 日	住 所	職 業	備 考
				十億	百万	千	円			
			海老原 義雄			100	000		流山市加3-1-6	会社役員
			(内訳)			10	000	R6. 1. 12		
						10	000	R6. 2. 14		
						10	000	R6. 3. 14		
						10	000	R6. 4. 12		
						10	000	R6. 5. 14		
						10	000	R6. 6. 14		
						10	000	R6. 7. 12		
						10	000	R6. 8. 14		
						10	000	R6. 9. 13		
						10	000	R6. 10. 11		
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			100	000	→ ※ 下記注意(1)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		
8	1	0	そ の 他 の 寄 附							
9	0	0	合 計							

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)							寄 附 者 の 区 分		個 人	
寄 附 者 の 氏 名				金 額			年 月 日	住 所	職 業	備 考
				十億	百万	千	円			
			岡本 直司			120,000		東京都荒川区南千住7-15-27-501	会社役員	
			(内訳)			10,000	R6. 1. 12			
						10,000	R6. 2. 14			
						10,000	R6. 3. 14			
						10,000	R6. 4. 12			
						10,000	R6. 5. 14			
						10,000	R6. 6. 14			
						10,000	R6. 7. 12			
						10,000	R6. 8. 14			
						10,000	R6. 9. 13			
						10,000	R6. 10. 11			
						10,000	R6. 11. 14			
						10,000	R6. 12. 13			
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			120,000	→ ※ 下記注意(1)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附							
9	0	0	合 計							

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)							寄 附 者 の 区 分		個 人	
			寄 附 者 の 氏 名	金 額			年 月 日	住 所	職 業	備 考
				十億	百万	千円				
			安蒜 重吉			120,000		流山市西深井99	会社役員	
			(内訳)			10,000	R6. 1. 12			
						10,000	R6. 2. 14			
						10,000	R6. 3. 14			
						10,000	R6. 4. 12			
						10,000	R6. 5. 14			
						10,000	R6. 6. 14			
						10,000	R6. 7. 12			
						10,000	R6. 8. 14			
						10,000	R6. 9. 13			
						10,000	R6. 10. 11			
						10,000	R6. 11. 14			
						10,000	R6. 12. 13			
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			120,000	→ ※ 下記注意(1)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附							
9	0	0	合 計							

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄 附 者 の 区 分		個 人			
			寄 附 者 の 氏 名		金 額		年 月 日	住 所		職 業	備 考
				十億	百万	千	円				
			戸部 源房			120	000		流山市野々下1-350	自営業	
			(内訳)			10	000	R6. 1. 12			
						10	000	R6. 2. 14			
						10	000	R6. 3. 14			
						10	000	R6. 4. 12			
						10	000	R6. 5. 14			
						10	000	R6. 6. 14			
						10	000	R6. 7. 12			
						10	000	R6. 8. 14			
						10	000	R6. 9. 13			
						10	000	R6. 10. 11			
						10	000	R6. 11. 14			
						10	000	R6. 12. 13			
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			120	000	→ ※ 下記注意(1)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附								
9	0	0	合 計								

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)							寄 附 者 の 区 分		個 人	
			寄 附 者 の 氏 名	金 額			年 月 日	住 所	職 業	備 考
				十億	百万	千円				
			田口 佳子			120,000		流山市おおたかの森南1-25-2-B-1111	会社役員	
			(内訳)			10,000	R6. 1. 12			
						10,000	R6. 2. 14			
						10,000	R6. 3. 14			
						10,000	R6. 4. 12			
						10,000	R6. 5. 14			
						10,000	R6. 6. 14			
						10,000	R6. 7. 12			
						10,000	R6. 8. 14			
						10,000	R6. 9. 13			
						10,000	R6. 10. 11			
						10,000	R6. 11. 14			
						10,000	R6. 12. 13			
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			120,000	→ ※ 下記注意(1)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附							
9	0	0	合 計							

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)							寄 附 者 の 区 分		個 人	
			寄 附 者 の 氏 名	金 額			年 月 日	住 所	職 業	備 考
				十億	百万	千 円				
			洞下 英人		1	120,000		流山市鰯ヶ崎16-1	会社役員	
			(内訳)			10,000	R6. 1. 12			
						10,000	R6. 2. 14			
						10,000	R6. 3. 14			
						10,000	R6. 4. 12			
						10,000	R6. 5. 14			
						10,000	R6. 6. 14			
						10,000	R6. 7. 12			
						10,000	R6. 8. 14			
						10,000	R6. 9. 13			
						10,000	R6. 10. 11			
						1,000,000	R6. 10. 30			
						10,000	R6. 11. 14			
						10,000	R6. 12. 13			
8	0	0	こ の 頁 の 小 計		1	120,000	→ ※ 下記注意(1)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附							
9	0	0	合 計							

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個 人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)							寄 附 者 の 区 分		個 人	
寄 附 者 の 氏 名				金 額			年 月 日	住 所	職 業	備 考
				十億	百万	千	円			
			篠田 紘明			120	000		流山市思井487-6	無職
			(内訳)			10	000	R6. 1. 12		
						10	000	R6. 2. 14		
						10	000	R6. 3. 14		
						10	000	R6. 4. 12		
						10	000	R6. 5. 14		
						10	000	R6. 6. 14		
						10	000	R6. 7. 12		
						10	000	R6. 8. 14		
						10	000	R6. 9. 13		
						10	000	R6. 10. 11		
						10	000	R6. 11. 14		
						10	000	R6. 12. 13		
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			120	000	→ ※ 下記注意(1)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		
8	1	0	そ の 他 の 寄 附							
9	0	0	合 計							

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄 附 者 の 区 分		個 人	
			寄 附 者 の 氏 名	金 額		年 月 日	住 所	職 業	備 考
				十 億	百 万	千 円			
			宮田 一成			120,000		流山市南流山7-1-14	会社役員
			(内訳)			10,000	R6. 1. 12		
						10,000	R6. 2. 14		
						10,000	R6. 3. 14		
						10,000	R6. 4. 12		
						10,000	R6. 5. 14		
						10,000	R6. 6. 14		
						10,000	R6. 7. 12		
						10,000	R6. 8. 14		
						10,000	R6. 9. 13		
						10,000	R6. 10. 11		
						10,000	R6. 11. 14		
						10,000	R6. 12. 13		
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			120,000	→ ※ 下記注意(1)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		
8	1	0	そ の 他 の 寄 附						
9	0	0	合 計						

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)								寄 附 者 の 区 分		個 人	
			寄 附 者 の 氏 名	金 額			年 月 日	住 所	職 業	備 考	
				十 億	百 万	千 円					
			岡本 哲哉			120,000		流山市西平井1-13-8	団体役員		
			(内訳)			10,000	R6. 1. 12				
						10,000	R6. 2. 14				
						10,000	R6. 3. 14				
						10,000	R6. 4. 12				
						10,000	R6. 5. 14				
						10,000	R6. 6. 14				
						10,000	R6. 7. 12				
						10,000	R6. 8. 14				
						10,000	R6. 9. 13				
						10,000	R6. 10. 11				
						10,000	R6. 11. 14				
						10,000	R6. 12. 13				
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			120,000	→ ※ 下記注意(1)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。				
8	1	0	そ の 他 の 寄 附								
9	0	0	合 計								

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の(前)と特と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)							寄 附 者 の 区 分		個 人	
			寄 附 者 の 氏 名	金 額			年 月 日	住 所	職 業	備 考
				十億	百万	千 円				
			中 登			120,000		流山市おおたかの森東4-4-22	団体役員	
			(内訳)			10,000	R6. 1. 12			
						10,000	R6. 2. 14			
						10,000	R6. 3. 14			
						10,000	R6. 4. 12			
						10,000	R6. 5. 14			
						10,000	R6. 6. 14			
						10,000	R6. 7. 12			
						10,000	R6. 8. 14			
						10,000	R6. 9. 13			
						10,000	R6. 10. 11			
						10,000	R6. 11. 14			
						10,000	R6. 12. 13			
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			120,000	→ ※ 下記注意(1)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附							
9	0	0	合 計							

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の(前)と特と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)							寄 附 者 の 区 分		個 人	
			寄 附 者 の 氏 名	金 額			年 月 日	住 所	職 業	備 考
				十億	百万	千	円			
			出口 和男			120,000		流山市平和台4-76-5	団体役員	
			(内訳)			10,000	R6. 1. 12			
						10,000	R6. 2. 14			
						10,000	R6. 3. 14			
						10,000	R6. 4. 12			
						10,000	R6. 5. 14			
						10,000	R6. 6. 14			
						10,000	R6. 7. 12			
						10,000	R6. 8. 14			
						10,000	R6. 9. 13			
						10,000	R6. 10. 11			
						10,000	R6. 11. 14			
						10,000	R6. 12. 13			
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			120,000	→ ※ 下記注意(1)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附							
9	0	0	合 計							

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)							寄 附 者 の 区 分		個 人	
			寄 附 者 の 氏 名	金 額			年 月 日	住 所	職 業	備 考
				十億	百万	千円				
			染谷 千代子			120,000		流山市前平井76	団体職員	
			(内訳)			10,000	R6. 1. 12			
						10,000	R6. 2. 14			
						10,000	R6. 3. 14			
						10,000	R6. 4. 12			
						10,000	R6. 5. 14			
						10,000	R6. 6. 14			
						10,000	R6. 7. 12			
						10,000	R6. 8. 14			
						10,000	R6. 9. 13			
						10,000	R6. 10. 11			
						10,000	R6. 11. 14			
						10,000	R6. 12. 13			
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			120,000	→ ※ 下記注意(1)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附							
9	0	0	合 計							

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)								寄 附 者 の 区 分		個 人	
			寄 附 者 の 氏 名	金 額				年 月 日	住 所	職 業	備 考
				十億	百万	千	円				
			坂巻 眞一			120,000			柏市大津ヶ丘3-19-15	会社役員	
			(内訳)			10,000		R6. 1. 12			
						10,000		R6. 2. 14			
						10,000		R6. 3. 14			
						10,000		R6. 4. 12			
						10,000		R6. 5. 14			
						10,000		R6. 6. 14			
						10,000		R6. 7. 12			
						10,000		R6. 8. 14			
						10,000		R6. 9. 13			
						10,000		R6. 10. 11			
						10,000		R6. 11. 14			
						10,000		R6. 12. 13			
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			120,000		→ ※ 下記注意(1)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附								
9	0	0	合 計								

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)					寄 附 者 の 区 分		個 人	
寄 附 者 の 氏 名			金 額		年 月 日	住 所	職 業	備 考
			十 億	百 万	千	円		
		伊部 厚隆			110	000	流山市西初石4-1411-556 ⁵⁶	無職
		(内訳)			10	000	R6. 2. 14	
					10	000	R6. 3. 14	
					10	000	R6. 4. 12	
					10	000	R6. 5. 14	
					10	000	R6. 6. 14	
					10	000	R6. 7. 12	
					10	000	R6. 8. 14	
					10	000	R6. 9. 13	
					10	000	R6. 10. 11	
					10	000	R6. 11. 14	
					10	000	R6. 12. 13	
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			110	000	→ ※ 下記注意(1)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。
8	1	0	そ の 他 の 寄 附					
9	0	0	合 計					

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の（前）に 特 と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄 附 者 の 区 分		個 人	
			寄 附 者 の 氏 名	金 額		年 月 日	住 所	職 業	備 考
				十億	百万	千	円		
			国吉 昇			60,	000		
			(内訳)			10,	000	R6. 7. 12.	
						10,	000	R6. 8. 14	
						10,	000	R6. 9. 13	
						10,	000	R6. 10. 11	
						10,	000	R6. 11. 14	
						10,	000	R6. 12. 13	
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			60,	000		
8	1	0	そ の 他 の 寄 附					→ ※ 下記注意(1)参照。	
9	0	0	合 計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。	

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)							寄 附 者 の 区 分		個 人	
			寄 附 者 の 氏 名	金 額			年 月 日	住 所	職 業	備 考
				十 億	百 万	千 円				
			岡村 徳久,			90,000		流山市南流山9-2-9	会社役員	
			(内訳)			10,000	R6. 4. 12			
						10,000	R6. 5. 14			
						10,000	R6. 6. 14			
						10,000	R6. 7. 12			
						10,000	R6. 8. 14			
						10,000	R6. 9. 13			
						10,000	R6. 10. 11			
						10,000	R6. 11. 14			
						10,000	R6. 12. 13			
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			90,000	→ ※ 下記注意(1)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附							
9	0	0	合 計							

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄 附 者 の 区 分		個 人			
			寄 附 者 の 氏 名		金 額		年 月 日	住 所		職 業	備 考
				十 億	百 万	千 円					
			松田 佐一朗			120,000		流山市三輪野山3-16-1		会社役員	
			(内訳)			60,000	R6. 3. 21				
						60,000	R6. 9. 20				
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			120,000	→ ※ 下記注意(1)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。				
8	1	0	そ の 他 の 寄 附								
9	0	0	合 計								

→ ※ 下記注意(1)参照。
→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)							寄 附 者 の 区 分		個 人	
			寄 附 者 の 氏 名	金 額			年 月 日	住 所	職 業	備 考
				十億	百万	千円				
			山田 憲司,			90,000		流山市西初石4-381-15,	会社役員	
			(内訳)			20,000	R6. 2. 19,			
						70,000	R6. 9. 17,			
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			90,000				
8	1	0	そ の 他 の 寄 附							→ ※ 下記注意(1)参照。
9	0	0	合 計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に 特 と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄 附 者 の 区 分		個 人			
				寄 附 者 の 氏 名		金 額		年 月 日	住 所	職 業	備 考
				十億	百万	千	円				
						120,	000		松戸市小金203	無職	
						10,	000	R6. 1. 12			
						10,	000	R6. 2. 14			
						10,	000	R6. 3. 14			
						10,	000	R6. 4. 12			
						10,	000	R6. 5. 14			
						10,	000	R6. 6. 14			
						10,	000	R6. 7. 12			
						10,	000	R6. 8. 14			
						10,	000	R6. 9. 13			
						10,	000	R6. 10. 11			
						10,	000	R6. 11. 14			
						10,	000	R6. 12. 13			
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			120,	000	→ ※ 下記注意(1)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附								
9	0	0	合 計								

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の(前)に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)							寄 附 者 の 区 分		個 人	
寄 附 者 の 氏 名				金 額			年 月 日	住 所	職 業	備 考
				十億	百万	千	円			
			並木 幸雄			110	000		松戸市小金原4-31-1	無職
			(内訳)			10	000	R6. 1. 12		
						10	000	R6. 2. 14		
						10	000	R6. 3. 14		
						10	000	R6. 4. 12		
						10	000	R6. 5. 14		
						10	000	R6. 6. 14		
						10	000	R6. 7. 12		
						10	000	R6. 8. 14		
						10	000	R6. 9. 13		
						10	000	R6. 10. 11		
						10	000	R6. 11. 14		
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			110	000	→ ※ 下記注意(1)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		
8	1	0	そ の 他 の 寄 附							
9	0	0	合 計							

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の(前)と特と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)							寄 附 者 の 区 分		個 人	
			寄 附 者 の 氏 名		金 額		年 月 日	住 所	職 業	備 考
					十億	百万	千	円		
			栗根 哲二				120,000		野田市山崎730-6	会社役員
			(内訳)				10,000	R6. 1. 12		
							10,000	R6. 2. 14		
							10,000	R6. 3. 14		
							10,000	R6. 4. 12		
							10,000	R6. 5. 14		
							10,000	R6. 6. 14		
							10,000	R6. 7. 12		
							10,000	R6. 8. 14		
							10,000	R6. 9. 13		
							10,000	R6. 10. 11		
							10,000	R6. 11. 14		
							10,000	R6. 12. 13		
8	0	0	こ の 頁 の 小 計				120,000			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附							
9	0	0	合 計							

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄 附 者 の 区 分		個 人		
			寄 附 者 の 氏 名		金 額		年 月 日	住 所	職 業	備 考
					十億	百万	千	円		
			大川 高明 ,				120,000		松戸市八ヶ崎5-30-11,	自営業
			(内訳)				10,000	R6. 1. 12		
							10,000	R6. 2. 14		
							10,000	R6. 3. 14		
							10,000	R6. 4. 12		
							10,000	R6. 5. 14		
							10,000	R6. 6. 14		
							10,000	R6. 7. 12		
							10,000	R6. 8. 14		
							10,000	R6. 9. 13		
							10,000	R6. 10. 11		
							10,000	R6. 11. 14		
							10,000	R6. 12. 13		
8	0	0	こ の 頁 の 小 計				120,000	→ ※ 下記注意(1)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		
8	1	0	そ の 他 の 寄 附							
9	0	0	合 計							

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)							寄 附 者 の 区 分		個 人	
			寄 附 者 の 氏 名	金 額			年 月 日	住 所	職 業	備 考
				十億	百万	千円				
			岡 進 /			30,000		松戸市稔台1-8-21 ,	医師	
			(内訳)			10,000	R6. 1. 12 ,			
						10,000	R6. 2. 14 ' ,			
						10,000	R6. 3. 14 ,			
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			30,000	→ ※ 下記注意(1)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附							
9	0	0	合 計							

→ ※ 下記注意(1)参照。
→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の(前)に 特 と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄 附 者 の 区 分		個 人	
寄 附 者 の 氏 名				金 額		年 月 日	住 所	職 業	備 考
				十億	百万	千	円		
			鈴木 悦朗			120,000		松戸市小金359-1	住職
			(内訳)			10,000	R6. 1. 12		
						10,000	R6. 2. 14		
						10,000	R6. 3. 14		
						10,000	R6. 4. 12		
						10,000	R6. 5. 14		
						10,000	R6. 6. 14		
						10,000	R6. 7. 12		
						10,000	R6. 8. 14		
						10,000	R6. 9. 13		
						10,000	R6. 10. 11		
						10,000	R6. 11. 14		
						10,000	R6. 12. 13		
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			120,000	→ ※ 下記注意(1)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		
8	1	0	そ の 他 の 寄 附						
9	0	0	合 計						

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)							寄 附 者 の 区 分		個 人	
			寄 附 者 の 氏 名	金 額			年 月 日	住 所	職 業	備 考
				十 億	百 万	千 円				
			林 泰恵			600,000		松戸市小金原1-28-21	会社役員	
			(内訳)			50,000	R6. 1. 12			
						50,000	R6. 2. 14			
						50,000	R6. 3. 14			
						50,000	R6. 4. 12			
						50,000	R6. 5. 14			
						50,000	R6. 6. 14			
						50,000	R6. 7. 12			
						50,000	R6. 8. 14			
						50,000	R6. 9. 13			
						50,000	R6. 10. 11			
						50,000	R6. 11. 14			
						50,000	R6. 12. 13			
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			600,000	→ ※ 下記注意(1)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附							
9	0	0	合 計							

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)								寄 附 者 の 区 分		個 人	
			寄 附 者 の 氏 名	金 額				年 月 日	住 所	職 業	備 考
				十億	百万	千	円				
			大塚 精一,			120,	000	✓	松戸市幸谷231,	無職	
			(内訳)			10,	000		R6. 1. 12		
						10,	000		R6. 2. 14		
						10,	000		R6. 3. 14		
						10,	000		R6. 4. 12		
						10,	000		R6. 5. 14		
						10,	000		R6. 6. 14		
						10,	000		R6. 7. 12		
						10,	000		R6. 8. 14		
						10,	000		R6. 9. 13		
						10,	000		R6. 10. 11		
						10,	000		R6. 11. 14		
						10,	000		R6. 12. 13		
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			120,	000		→ ※ 下記注意(1)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		
8	1	0	そ の 他 の 寄 附								
9	0	0	合 計								

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)							寄 附 者 の 区 分		個 人		
			寄 附 者 の 氏 名		金 額		年 月 日	住 所		職 業	備 考
					十 億	百 万	千 円				
			桑原 良太				120,000		松戸市新松戸3-328-A-1012	団体役員	
			(内訳)				10,000	R6. 1. 12			
							10,000	R6. 2. 14			
							10,000	R6. 3. 14			
							10,000	R6. 4. 12			
							10,000	R6. 5. 14			
							10,000	R6. 6. 14			
							10,000	R6. 7. 12			
							10,000	R6. 8. 14			
							10,000	R6. 9. 13			
							10,000	R6. 10. 11			
							10,000	R6. 11. 14			
							10,000	R6. 12. 13			
8	0	0	こ の 頁 の 小 計				120,000	→ ※ 下記注意(1)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附								
9	0	0	合 計								

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)							寄 附 者 の 区 分		個 人	
			寄 附 者 の 氏 名	金 額			年 月 日	住 所	職 業	備 考
				十億	百万	千 円				
			田嶋 幸浩 /			120,000	/	松戸市幸谷125	会社役員	
			(内訳)			10,000		R6. 1. 12		
						10,000		R6. 2. 14		
						10,000		R6. 3. 14		
						10,000		R6. 4. 12		
						10,000		R6. 5. 14		
						10,000		R6. 6. 14		
						10,000		R6. 7. 12		
						10,000		R6. 8. 14		
						10,000		R6. 9. 13		
						10,000		R6. 10. 11		
						10,000		R6. 11. 14		
						10,000		R6. 12. 13		
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			120,000		→ ※ 下記注意(1)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		
8	1	0	そ の 他 の 寄 附							
9	0	0	合 計							

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)							寄 附 者 の 区 分		個 人			
				寄 附 者 の 氏 名		金 額		年 月 日	住 所		職 業	備 考
				十 億	百 万	千 円						
			渡部 礼之輔			90,000			松戸市八ヶ崎7-8-1		無職	
			(内訳)			10,000	R6. 4. 12					
						10,000	R6. 5. 14					
						10,000	R6. 6. 14					
						10,000	R6. 7. 12					
						10,000	R6. 8. 14					
						10,000	R6. 9. 13					
						10,000	R6. 10. 11					
						10,000	R6. 11. 14					
						10,000	R6. 12. 13					
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			90,000	→ ※ 下記注意(1)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。					
8	1	0	そ の 他 の 寄 附									
9	0	0	合 計									

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)							寄 附 者 の 区 分		個 人	
			寄 附 者 の 氏 名	金 額			年 月 日	住 所	職 業	備 考
				十 億	百 万	千 円				
			遠藤 一郎			40,000		松戸市東平賀145-1	会社役員	
			(内訳)			10,000	R6. 9. 13			
						10,000	R6. 10. 11			
						10,000	R6. 11. 14			
						10,000	R6. 12. 13			
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			40,000	→ ※ 下記注意(1)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附							
9	0	0	合 計							

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)							寄 附 者 の 区 分		個 人	
			寄 附 者 の 氏 名		金 額		年 月 日	住 所	職 業	備 考
					十 億	百 万	千	円		
			綿貫 善弘				120,000		野田市上花輪1189-17	団体役員
			(内訳)				10,000	R6. 1. 12		
							10,000	R6. 2. 14		
							10,000	R6. 3. 14		
							10,000	R6. 4. 12		
							10,000	R6. 5. 14		
							10,000	R6. 6. 14		
							10,000	R6. 7. 12		
							10,000	R6. 8. 14		
							10,000	R6. 9. 13		
							10,000	R6. 10. 11		
							10,000	R6. 11. 14		
							10,000	R6. 12. 13		
8	0	0	こ の 頁 の 小 計				120,000			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附							
9	0	0	合 計							

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)							寄 附 者 の 区 分		個 人	
			寄 附 者 の 氏 名	金 額			年 月 日	住 所	職 業	備 考
				十 億	百 万	千 円				
			大野 博道			120,000		野田市中里561	会社役員	
			(内訳)			10,000	R6. 1. 12			
						10,000	R6. 2. 14			
						10,000	R6. 3. 14			
						10,000	R6. 4. 12			
						10,000	R6. 5. 14			
						10,000	R6. 6. 14			
						10,000	R6. 7. 12			
						10,000	R6. 8. 14			
						10,000	R6. 9. 13			
						10,000	R6. 10. 11			
						10,000	R6. 11. 14			
						10,000	R6. 12. 13			
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			120,000	→ ※ 下記注意(1)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附							
9	0	0	合 計							

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の(前)と特と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)							寄 附 者 の 区 分		個 人	
			寄 附 者 の 氏 名	金 額			年 月 日	住 所	職 業	備 考
				十億	百万	千	円			
			西野 芳達,			120,	000		松戸市新松戸3-1-2-1509	会社役員
			(内訳)			10,	000	R6. 1. 12		
						10,	000	R6. 2. 14		
						10,	000	R6. 3. 14		
						10,	000	R6. 4. 12		
						10,	000	R6. 5. 14		
						10,	000	R6. 6. 14		
						10,	000	R6. 7. 12		
						10,	000	R6. 8. 14		
						10,	000	R6. 9. 13		
						10,	000	R6. 10. 11		
						10,	000	R6. 11. 14		
						10,	000	R6. 12. 13		
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			120,	000	→ ※ 下記注意(1)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		
8	1	0	そ の 他 の 寄 附							
9	0	0	合 計							

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)								寄 附 者 の 区 分		個 人			
				寄 附 者 の 氏 名				金 額		年 月 日	住 所	職 業	備 考
					十億	百万	千	円					
				古橋 一郎			120,000				野田市小山2893	会社役員	
				(内訳)			10,000		R6. 1. 12				
							10,000		R6. 2. 14				
							10,000		R6. 3. 14				
							10,000		R6. 4. 12				
							10,000		R6. 5. 14				
							10,000		R6. 6. 14				
							10,000		R6. 7. 12				
							10,000		R6. 8. 14				
							10,000		R6. 9. 13				
							10,000		R6. 10. 11				
							10,000		R6. 11. 14				
							10,000		R6. 12. 13				
8	0	0		こ の 頁 の 小 計			120,000		→ ※ 下記注意(1)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。				
8	1	0		そ の 他 の 寄 附									
9	0	0		合 計									

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)							寄 附 者 の 区 分		個 人	
			寄 附 者 の 氏 名	金 額			年 月 日	住 所	職 業	備 考
				十億	百万	千	円			
			今吉 修一,			120,	000,		野田市二ツ塚430-28	税理士
			(内訳)			10,	000	R6. 1. 12		
						10,	000	R6. 2. 14		
						10,	000	R6. 3. 14		
						10,	000	R6. 4. 12		
						10,	000	R6. 5. 14		
						10,	000	R6. 6. 14		
						10,	000	R6. 7. 12		
						10,	000	R6. 8. 14		
						10,	000	R6. 9. 13		
						10,	000	R6. 10. 11		
						10,	000	R6. 11. 14		
						10,	000	R6. 12. 13		
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			120,	000	→ ※ 下記注意(1)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		
8	1	0	そ の 他 の 寄 附							
9	0	0	合 計							

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)							寄 附 者 の 区 分		個 人	
			寄 附 者 の 氏 名	金 額			年 月 日	住 所	職 業	備 考
				十億	百万	千 円				
			木村 欽一			120,000		野田市清水438-8	会社役員	
			(内訳)			10,000	R6. 1. 12			
						10,000	R6. 2. 14			
						10,000	R6. 3. 14			
						10,000	R6. 4. 12			
						10,000	R6. 5. 14			
						10,000	R6. 6. 14			
						10,000	R6. 7. 12			
						10,000	R6. 8. 14			
						10,000	R6. 9. 13			
						10,000	R6. 10. 11			
						10,000	R6. 11. 14			
						10,000	R6. 12. 13			
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			120,000	→ ※ 下記注意(1)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附							
9	0	0	合 計							

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄 附 者 の 区 分		個 人		
			寄 附 者 の 氏 名		金 額		年 月 日	住 所	職 業	備 考
				十 億	百 万	千 円				
			逆井 喜市			100,000		野田市木間ヶ瀬240	会社役員	
			(内訳)			10,000	R6. 1. 12			
						10,000	R6. 2. 14			
						10,000	R6. 3. 14			
						10,000	R6. 4. 12			
						10,000	R6. 5. 14			
						10,000	R6. 6. 14			
						10,000	R6. 7. 12			
						10,000	R6. 8. 14			
						10,000	R6. 9. 13			
						10,000	R6. 10. 11			
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			100,000	→ ※ 下記注意(1)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附							
9	0	0	合 計							

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の(前)と特と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄 附 者 の 区 分		個 人		
			寄 附 者 の 氏 名		金 額		年 月 日	住 所	職 業	備 考
				十 億	百 万	千	円			
			仲長 孝			120,000		野田市中野台383	会社役員	
			(内訳)			10,000	R6. 1. 12			
						10,000	R6. 2. 14			
						10,000	R6. 3. 14			
						10,000	R6. 4. 12			
						10,000	R6. 5. 14			
						10,000	R6. 6. 14			
						10,000	R6. 7. 12			
						10,000	R6. 8. 14			
						10,000	R6. 9. 13			
						10,000	R6. 10. 11			
						10,000	R6. 11. 14			
						10,000	R6. 12. 13			
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			120,000	→ ※ 下記注意(1)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附							
9	0	0	合 計							

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の(前)と特と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)							寄 附 者 の 区 分		個 人	
			寄 附 者 の 氏 名	金 額			年 月 日	住 所	職 業	備 考
				十億	百万	千 円				
			富田 正聡 /			70,000		白井市桜台2-19-1-305 /	団体役員	
			(内訳)			10,000	R6. 1. 12			
						10,000	R6. 2. 14			
						10,000	R6. 3. 14			
						10,000	R6. 4. 12			
						10,000	R6. 5. 14			
						10,000	R6. 6. 14			
						10,000	R6. 7. 12			
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			70,000	→ ※ 下記注意(1)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附							
9	0	0	合 計							

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に 特 と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)							寄 附 者 の 区 分		個 人	
			寄 附 者 の 氏 名		金 額		年 月 日	住 所	職 業	備 考
					十億	百万	千	円		
			山岸 浩昭				120,000		松戸市中和倉217-1	会社役員
			(内訳)				10,000	R6. 1. 12		
							10,000	R6. 2. 14		
							10,000	R6. 3. 14		
							10,000	R6. 4. 12		
							10,000	R6. 5. 14		
							10,000	R6. 6. 14		
							10,000	R6. 7. 12		
							10,000	R6. 8. 14		
							10,000	R6. 9. 13		
							10,000	R6. 10. 11		
							10,000	R6. 11. 14		
							10,000	R6. 12. 13		
8	0	0	こ の 頁 の 小 計				120,000			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附							
9	0	0	合 計							

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個 人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄 附 者 の 区 分		個 人				
			寄 附 者 の 氏 名		金 額		年 月 日	住 所	職 業	備 考		
					十億	百万	千	円				
			珍田 米夫,				120,	000		野田市みずき2-20-178 ,	会社役員	
			(内訳)				10,	000	R6. 1. 12			
							10,	000	R6. 2. 14			
							10,	000	R6. 3. 14			
							10,	000	R6. 4. 12			
							10,	000	R6. 5. 14			
							10,	000	R6. 6. 14			
							10,	000	R6. 7. 12			
							10,	000	R6. 8. 14			
							10,	000	R6. 9. 13			
							10,	000	R6. 10. 11			
							10,	000	R6. 11. 14			
							10,	000	R6. 12. 13			
8	0	0	こ の 頁 の 小 計				120,	000	→ ※ 下記注意(1)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附									
9	0	0	合 計									

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)							寄 附 者 の 区 分		個 人	
			寄 附 者 の 氏 名	金 額			年 月 日	住 所	職 業	備 考
				十億	百万	千円				
			原田 豊行			100,000		柏市加賀1-8-4	税理士	
			(内訳)			10,000	R6. 3. 14			
						10,000	R6. 4. 12			
						10,000	R6. 5. 14			
						10,000	R6. 6. 14			
						10,000	R6. 7. 12			
						10,000	R6. 8. 14			
						10,000	R6. 9. 13			
						10,000	R6. 10. 11			
						10,000	R6. 11. 14			
						10,000	R6. 12. 13			
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			100,000				
8	1	0	そ の 他 の 寄 附							
9	0	0	合 計							

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

→ ※ 下記注意(1)参照。
→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に 特 と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)							寄 附 者 の 区 分		個 人	
			寄 附 者 の 氏 名	金 額			年 月 日	住 所	職 業	備 考
				十 億	百 万	千 円				
			鈴木 隆夫			60,000		柏市柏5-3-1	税理士	
			(内訳)			10,000	R6. 7. 12			
						10,000	R6. 8. 14			
						10,000	R6. 9. 13			
						10,000	R6. 10. 11			
						10,000	R6. 11. 14			
						10,000	R6. 12. 13			
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			60,000	→ ※ 下記注意(1)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附							
9	0	0	合 計							

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄 附 者 の 区 分		個 人			
				寄 附 者 の 氏 名		金 額		年 月 日	住 所	職 業	備 考
				十億	百万	千	円				
			古知 潔			50	000		我孫子市湖北台4-7-15ノ	税理士	
			(内訳)			10	000	R6. 8. 14			
						10	000	R6. 9. 13			
						10	000	R6. 10. 11			
						10	000	R6. 11. 14			
						10	000	R6. 12. 13			
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			50	000	→ ※ 下記注意(1)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附								
9	0	0	合 計								

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)							寄 附 者 の 区 分		個 人	
			寄 附 者 の 氏 名	金 額			年 月 日	住 所	職 業	備 考
				十億	百万	千円				
			塙 善光 /			50,000 /		千葉県美浜区高浜6-6-2 /	会計士	
			(内訳)			10,000	R6. 8. 14 /			
						10,000	R6. 9. 13 /			
						10,000	R6. 10. 11 /			
						10,000	R6. 11. 14 /			
						10,000	R6. 12. 13 /			
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			50,000				
8	1	0	そ の 他 の 寄 附				→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合 計				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

→ ※ 下記注意(1)参照。
→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の(前)と特 と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄 附 者 の 区 分		個 人				
			寄 附 者 の 氏 名		金 額		年 月 日	住 所		職 業	備 考	
					十億	百万	千	円				
			仙頭 靖夫 /				120,000	/		神奈川県鎌倉市植木425-1-902	会社役員	
			(内訳)				10,000		R6. 1. 12			
							10,000		R6. 2. 14			
							10,000		R6. 3. 14			
							10,000		R6. 4. 12			
							10,000		R6. 5. 14			
							10,000		R6. 6. 14			
							10,000		R6. 7. 12			
							10,000		R6. 8. 14			
							10,000		R6. 9. 13			
							10,000		R6. 10. 11			
							10,000		R6. 11. 14			
							10,000		R6. 12. 13			
8	0	0	こ の 頁 の 小 計				120,000		→ ※ 下記注意(1)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附									
9	0	0	合 計									

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄 附 者 の 区 分		個 人	
			寄 附 者 の 氏 名	金 額		年 月 日	住 所	職 業	備 考
				十億	百万	千	円		
			吉野 寛治			600	000	埼玉県越谷市越ヶ谷5-3-3	会社役員
			(内訳)			50	000	R6. 1. 12	
						50	000	R6. 2. 14	
						50	000	R6. 3. 14	
						50	000	R6. 4. 12	
						50	000	R6. 5. 14	
						50	000	R6. 6. 14	
						50	000	R6. 7. 12	
						50	000	R6. 8. 14	
						50	000	R6. 9. 13	
						50	000	R6. 10. 11	
						50	000	R6. 11. 14	
						50	000	R6. 12. 13	
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			600	000	→ ※ 下記注意(1)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。	
8	1	0	そ の 他 の 寄 附						
9	0	0	合 計						

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)							寄 附 者 の 区 分		個 人	
			寄 附 者 の 氏 名	金 額			年 月 日	住 所	職 業	備 考
				十億	百万	千円				
			小澤 暁民 ,			9,000		松戸市牧の原2-46 ✓	団体役員	
			(内訳)			3,000	R6. 8. 1 ,			
						3,000	R6. 9. 4			
						3,000	R6. 9. 27 ,			
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			9,000	→ ※ 下記注意(1)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附							
9	0	0	合 計							

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)					寄 附 者 の 区 分		個 人	
寄 附 者 の 氏 名	金 額				年 月 日	住 所	職 業	備 考
	十億	百万	千	円				
森 茂子 ,			120,000		R6. 2. 19	流山市流山5-34-1	会社役員	
中山 文男 ,			120,000		R6. 1. 15	流山市思井640	団体役員	
鶴巻 武則 ,			120,000		R6. 12. 10	流山市古間木315-10	会社役員	
浅野 茂太郎 ,			120,000		R6. 5. 18	松戸市幸田5-120	会社役員	
赤星 健二 ,			200,000		R6. 6. 10	千葉市中央区青葉町1257-3	会社役員	
三村 奈奈 ,			120,000		R6. 11. 20	松戸市仲井町1-10-3	会社役員	
船曳 鴻紅 ,			300,000		R6. 12. 4	東京都品川区東五反田5-14-5	会社役員	
松村 博史 ,			20,000		R6. 11. 29	新潟県新潟市秋葉区さつき野1-3-28	会社役員	
松村 厚子 ,			20,000		R6. 11. 29	新潟県新潟市秋葉区さつき野1-3-28	団体役員	
こ の 頁 の 小 計			1,140,000		※ 下記注意(1)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			
そ の 他 の 寄 附			63,000					
合 計			8,640,056					

※ 下記注意(1)参照。

※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に「特」と記載すること。

(4) 遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)					寄 附 者 の 区 分	法人その他の団体	
	団 体 の 名 称		金 額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
	(株)秋元		117,360		流山市流山2-108	秋元 浩司	
	(内訳)		9,780	R6. 1. 12			
			9,780	R6. 2. 14			
			9,780	R6. 3. 14			
			9,780	R6. 4. 12			
			9,780	R6. 5. 14			
			9,780	R6. 6. 14			
			9,780	R6. 7. 12			
			9,780	R6. 8. 14			
			9,780	R6. 9. 13			
			9,780	R6. 10. 11			
			9,780	R6. 11. 14			
			9,780	R6. 12. 23			
8 0 0	こ の 頁 の 小 計		117,360				
8 1 0	そ の 他 の 寄 附						→ ※ 下記注意(2)参照。
9 0 0	合 計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)					寄 附 者 の 区 分	法人その他の団体	
	団 体 の 名 称		金 額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
	(株)マツヤ		120,000		流山市加2-16-5	古坂 稔	
	(内訳)		10,000	R6. 1. 12			
			10,000	R6. 2. 14			
			10,000	R6. 3. 14			
			10,000	R6. 4. 12			
			10,000	R6. 5. 14			
			10,000	R6. 6. 14			
			10,000	R6. 7. 12			
			10,000	R6. 8. 14			
			10,000	R6. 9. 13			
			10,000	R6. 10. 11			
			10,000	R6. 11. 14			
			10,000	R6. 12. 23			
8 0 0	こ の 頁 の 小 計		120,000				
8 1 0	そ の 他 の 寄 附						→ ※ 下記注意(2)参照。
9 0 0	合 計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)					寄 附 者 の 区 分	法人その他の団体	
	団 体 の 名 称	金 額	年月日		主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
	(株)初石鋳金	120,000			流山市江戸川台西2-7	熊本 忠夫	
	(内訳)	10,000	R6. 1. 12				
		10,000	R6. 2. 14				
		10,000	R6. 3. 14				
		10,000	R6. 4. 12				
		10,000	R6. 5. 14				
		10,000	R6. 6. 14				
		10,000	R6. 7. 12				
		10,000	R6. 8. 14				
		10,000	R6. 9. 13				
		10,000	R6. 10. 11				
		10,000	R6. 11. 14				
		10,000	R6. 12. 23				
8 0 0	こ の 頁 の 小 計	120,000					
8 1 0	そ の 他 の 寄 附						→ ※ 下記注意(2)参照。
9 0 0	合 計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)					寄 附 者 の 区 分	法人その他の団体	
	団 体 の 名 称	金 額	年月日		主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
	(株)大橋	126,040			流山市三輪野山744-13	大橋 和典	
	(内訳)	9,670	R6. 1. 12				
		9,670	R6. 2. 14				
		9,670	R6. 3. 14				
		9,670	R6. 4. 12				
		9,670	R6. 5. 14				
		9,670	R6. 6. 14				
		9,670	R6. 7. 12				
		9,670	R6. 8. 14				
		9,670	R6. 9. 13				
		9,670	R6. 10. 11				
		10,000	R6. 10. 23				
		9,670	R6. 11. 14				
		9,670	R6. 12. 23				
8 0 0	こ の 頁 の 小 計	126,040					
8 1 0	そ の 他 の 寄 附						→ ※ 下記注意(2)参照。
9 0 0	合 計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)					寄 附 者 の 区 分	法人その他の団体	
	団 体 の 名 称		金 額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
	(株)ケー・アンド・アイ		120,000		柏市柏3-4-25 KCビル	坂巻 龍治	
	(内訳)		10,000	R6. 1. 12			
			10,000	R6. 2. 14			
			10,000	R6. 3. 14			
			10,000	R6. 4. 12			
			10,000	R6. 5. 14			
			10,000	R6. 6. 14			
			10,000	R6. 7. 12			
			10,000	R6. 8. 14			
			10,000	R6. 9. 13			
			10,000	R6. 10. 11			
			10,000	R6. 11. 14			
			10,000	R6. 12. 23			
8 0 0	こ の 頁 の 小 計		120,000				
8 1 0	そ の 他 の 寄 附				→ ※ 下記注意(2)参照。		
9 0 0	合 計				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		

注意 (1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)					寄 附 者 の 区 分	法人その他の団体	
	団 体 の 名 称	金 額	年月日		主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
	(宗)浄観寺	120,000			流山市西深井353	渡会 顕	
	(内訳)	10,000	R6. 1. 12				
		10,000	R6. 2. 14				
		10,000	R6. 3. 14				
		10,000	R6. 4. 12				
		10,000	R6. 5. 14				
		10,000	R6. 6. 14				
		10,000	R6. 7. 12				
		10,000	R6. 8. 14				
		10,000	R6. 9. 13				
		10,000	R6. 10. 11				
		10,000	R6. 11. 14				
		10,000	R6. 12. 23				
8 0 0	こ の 頁 の 小 計	120,000					
8 1 0	そ の 他 の 寄 附						→ ※ 下記注意(2)参照。
9 0 0	合 計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)					寄 附 者 の 区 分	法人その他の団体	
	団 体 の 名 称	金 額	年月日		主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
	(有)坂巻葬祭店	120,000			流山市西初石2-6-17	坂巻 仁志	
	(内訳)	10,000	R6. 1. 12				
		10,000	R6. 2. 14				
		10,000	R6. 3. 14				
		10,000	R6. 4. 12				
		10,000	R6. 5. 14				
		10,000	R6. 6. 14				
		10,000	R6. 7. 12				
		10,000	R6. 8. 14				
		10,000	R6. 9. 13				
		10,000	R6. 10. 11				
		10,000	R6. 11. 14				
		10,000	R6. 12. 23				
8 0 0	こ の 頁 の 小 計	120,000					
8 1 0	そ の 他 の 寄 附						→ ※ 下記注意(2)参照。
9 0 0	合 計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)					寄 附 者 の 区 分	法人その他の団体	
	団 体 の 名 称		金 額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
	サンコーテクノ(株)		120,000		流山市南流山3-10-16	洞下 英人	
	(内訳)		10,000	R6. 1. 12			
			10,000	R6. 2. 14			
			10,000	R6. 3. 14			
			10,000	R6. 4. 12			
			10,000	R6. 5. 14			
			10,000	R6. 6. 14			
			10,000	R6. 7. 12			
			10,000	R6. 8. 14			
			10,000	R6. 9. 13			
			10,000	R6. 10. 11			
			10,000	R6. 11. 14			
			10,000	R6. 12. 23			
8 0 0	こ の 頁 の 小 計		120,000				
8 1 0	そ の 他 の 寄 附				→ ※ 下記注意(2)参照。		
9 0 0	合 計				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)					寄 附 者 の 区 分	法人その他の団体	
	団 体 の 名 称		金 額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
	(株)マルタカ		120,000		流山市西深井大塚1028-23	遠藤 佳男	
	(内訳)		10,000	R6. 1. 12			
			10,000	R6. 2. 14			
			10,000	R6. 3. 14			
			10,000	R6. 4. 12			
			10,000	R6. 5. 14			
			10,000	R6. 6. 14			
			10,000	R6. 7. 12			
			10,000	R6. 8. 14			
			10,000	R6. 9. 13			
			10,000	R6. 10. 11			
			10,000	R6. 11. 14			
			10,000	R6. 12. 23			
8 0 0	こ の 頁 の 小 計		120,000				
8 1 0	そ の 他 の 寄 附				→ ※ 下記注意(2)参照。		
9 0 0	合 計				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		

注意 (1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)					寄 附 者 の 区 分	法人その他の団体	
	団 体 の 名 称	金 額	年月日		主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
	(株)アイ ティ スカイ	120,000			流山市西初石4-1411-56	伊部 大輔	
	(内訳)	10,000	R6. 1. 12				
		10,000	R6. 2. 14				
		10,000	R6. 3. 14				
		10,000	R6. 4. 12				
		10,000	R6. 5. 14				
		10,000	R6. 6. 14				
		10,000	R6. 7. 12				
		10,000	R6. 8. 14				
		10,000	R6. 9. 13				
		10,000	R6. 10. 11				
		10,000	R6. 11. 14				
		10,000	R6. 12. 23				
8 0 0	こ の 頁 の 小 計	120,000					
8 1 0	そ の 他 の 寄 附						→ ※ 下記注意(2)参照。
9 0 0	合 計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)					寄 附 者 の 区 分	法人その他の団体	
	団 体 の 名 称	金 額	年月日		主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
	(有)三和興産	120,000			流山市江戸川台西2-296	湯浅 博之	
	(内訳)	10,000	R6. 1. 12				
		10,000	R6. 2. 14				
		10,000	R6. 3. 14				
		10,000	R6. 4. 12				
		10,000	R6. 5. 14				
		10,000	R6. 6. 14				
		10,000	R6. 7. 12				
		10,000	R6. 8. 14				
		10,000	R6. 9. 13				
		10,000	R6. 10. 11				
		10,000	R6. 11. 14				
		10,000	R6. 12. 23				
8 0 0	こ の 頁 の 小 計	120,000					
8 1 0	そ の 他 の 寄 附				→ ※ 下記注意(2)参照。		
9 0 0	合 計				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)					寄 附 者 の 区 分	法人その他の団体	
	団 体 の 名 称		金 額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
	(株)初石サンシャインゴルフ		120,000		流山市東初石1-74-3	豊嶋 裕美子	
	(内訳)		10,000	R6. 1. 12			
			10,000	R6. 2. 14			
			10,000	R6. 3. 14			
			10,000	R6. 4. 12			
			10,000	R6. 5. 14			
			10,000	R6. 6. 14			
			10,000	R6. 7. 12			
			10,000	R6. 8. 14			
			10,000	R6. 9. 13			
			10,000	R6. 10. 11			
			10,000	R6. 11. 14			
			10,000	R6. 12. 23			
8 0 0	こ の 頁 の 小 計		120,000				
8 1 0	そ の 他 の 寄 附				→ ※ 下記注意(2)参照。		
9 0 0	合 計				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)						寄 附 者 の 区 分	法人その他の団体	
			団 体 の 名 称	金 額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
			(有)豊嶋商事	120,000		流山市西初石2-90-1	豊嶋 光枝	
			(内訳)	10,000	R6. 1. 12			
				10,000	R6. 2. 14			
				10,000	R6. 3. 14			
				10,000	R6. 4. 12			
				10,000	R6. 5. 14			
				10,000	R6. 6. 14			
				10,000	R6. 7. 12			
				10,000	R6. 8. 14			
				10,000	R6. 9. 13			
				10,000	R6. 10. 11			
				10,000	R6. 11. 14			
				10,000	R6. 12. 23			
8	0	0	こ の 頁 の 小 計	120,000				
8	1	0	そ の 他 の 寄 附			→ ※ 下記注意(2)参照。		
9	0	0	合 計			→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)					寄 附 者 の 区 分	法人その他の団体	
	団 体 の 名 称		金 額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
	(有)新登交通		120,000		流山市南74-6	坂井 重敏	
	(内訳)		10,000	R6. 1. 12			
			10,000	R6. 2. 14			
			10,000	R6. 3. 14			
			10,000	R6. 4. 12			
			10,000	R6. 5. 14			
			10,000	R6. 6. 14			
			10,000	R6. 7. 12			
			10,000	R6. 8. 14			
			10,000	R6. 9. 13			
			10,000	R6. 10. 11			
			10,000	R6. 11. 14			
			10,000	R6. 12. 23			
8 0 0	こ の 頁 の 小 計		120,000				
8 1 0	そ の 他 の 寄 附				→ ※ 下記注意(2)参照。		
9 0 0	合 計				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)					寄 附 者 の 区 分	法人その他の団体	
	団 体 の 名 称		金 額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
	(株)仁和運送		120,000		流山市駒木605-2	長澤 章裕	
			10,000	R6. 1. 12			
			10,000	R6. 2. 14			
			10,000	R6. 3. 14			
			10,000	R6. 4. 12			
			10,000	R6. 5. 14			
			10,000	R6. 6. 14			
			10,000	R6. 7. 12			
			10,000	R6. 8. 14			
			10,000	R6. 9. 13			
			10,000	R6. 10. 11			
			10,000	R6. 11. 14			
			10,000	R6. 12. 23			
800	この頁の小計		120,000				
810	その他の寄附				→ ※ 下記注意(2)参照。		
900	合 計				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)						寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体		
団 体 の 名 称				金 額		年月日	主たる事務所の所在地		代表者の氏名	備 考
			(医)曙会 流山中央病院		60,000		流山市東初石2-132-2		国吉 昇	
			(内訳)		10,000	R6. 1. 12				
					10,000	R6. 2. 14				
					10,000	R6. 3. 14				
					10,000	R6. 4. 12				
					10,000	R6. 5. 14				
					10,000	R6. 6. 14				
8	0	0	こ の 頁 の 小 計		60,000	→ ※ 下記注意(2)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。				
8	1	0	そ の 他 の 寄 附							
9	0	0	合 計							

注意 (1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)					寄 附 者 の 区 分	法人その他の団体	
	団 体 の 名 称		金 額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
	(株)ユーワ		120,000		流山市西深井字大塚1028-16	伊東 秀幸	
	(内訳)		10,000	R6. 1. 12			
			10,000	R6. 2. 14			
			10,000	R6. 3. 14			
			10,000	R6. 4. 12			
			10,000	R6. 5. 14			
			10,000	R6. 6. 14			
			10,000	R6. 7. 12			
			10,000	R6. 8. 14			
			10,000	R6. 9. 13			
			10,000	R6. 10. 11			
			10,000	R6. 11. 14			
			10,000	R6. 12. 23			
800	この頁の小計		120,000				
810	その他の寄附						→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合 計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)					寄 附 者 の 区 分	法人その他の団体	
	団 体 の 名 称	金 額	年月日		主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
	なかざわの森不動産(株)	100,000			流山市駒木531	中澤 将彦	
	(内訳)	10,000	R6. 3. 14				
		10,000	R6. 4. 12				
		10,000	R6. 5. 14				
		10,000	R6. 6. 14				
		10,000	R6. 7. 12				
		10,000	R6. 8. 14				
		10,000	R6. 9. 13				
		10,000	R6. 10. 11				
		10,000	R6. 11. 14				
		10,000	R6. 12. 23				
8 0 0	こ の 頁 の 小 計	100,000					
8 1 0	そ の 他 の 寄 附						→ ※ 下記注意(2)参照。
9 0 0	合 計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)					寄 附 者 の 区 分	法人その他の団体	
	団 体 の 名 称		金 額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
		三生不動産商事(株)	120,000		流山市東初石1-89-3	貝塚 幸和	
		(内訳)	60,000	R6. 1. 10			
			60,000	R6. 7. 10			
8	0	0	こ の 頁 の 小 計	120,000	→ ※ 下記注意(2)参照。		
8	1	0	そ の 他 の 寄 附				
9	0	0	合 計		→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)					寄 附 者 の 区 分	法人その他の団体	
	団 体 の 名 称		金 額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
	(有)西仲		120,000		流山市平和台3-1-1-506	岡本 光雄	
	(内訳)		10,000	R6. 1. 12			
			10,000	R6. 2. 14			
			10,000	R6. 3. 14			
			10,000	R6. 4. 12			
			10,000	R6. 5. 14			
			10,000	R6. 6. 14			
			10,000	R6. 7. 12			
			10,000	R6. 8. 14			
			10,000	R6. 9. 13			
			10,000	R6. 10. 11			
			10,000	R6. 11. 14			
			10,000	R6. 12. 23			
8 0 0	こ の 頁 の 小 計		120,000				
8 1 0	そ の 他 の 寄 附				→ ※ 下記注意(2)参照。		
9 0 0	合 計				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)					寄 附 者 の 区 分	法人その他の団体	
	団 体 の 名 称	金 額	年月日		主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
	リープ不動産(株)	200,000			流山市南流山9-2-9	岡村 徳久	
	(内訳)	100,000	R6. 1. 27				
		100,000	R6. 10. 15				
8 0 0	こ の 頁 の 小 計	200,000					
8 1 0	そ の 他 の 寄 附						
9 0 0	合 計						

→ ※ 下記注意(2)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)					寄 附 者 の 区 分	法人その他の団体	
	団 体 の 名 称		金 額		年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名 備考
	(株)武蔵野調剤薬局		170,000			流山市南流山4-1-16	金井 直明
	(内訳)		120,000		R6. 7. 9		
			50,000		R6. 10. 15		
8 0 0	こ の 頁 の 小 計		170,000				
8 1 0	そ の 他 の 寄 附						→ ※ 下記注意(2)参照。
9 0 0	合 計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)					寄 附 者 の 区 分	法人その他の団体	
	団 体 の 名 称		金 額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
	太陽ハウス(株)		420,000		松戸市新松戸1-204	岩橋 成行	
	(内訳)		10,000	R6. 1. 12			
			10,000	R6. 2. 14			
			10,000	R6. 3. 14			
			10,000	R6. 4. 12			
			10,000	R6. 5. 14			
			10,000	R6. 6. 14			
			10,000	R6. 7. 12			
			10,000	R6. 8. 14			
			10,000	R6. 9. 13			
			300,000	R6. 10. 8			
			10,000	R6. 10. 11			
			10,000	R6. 11. 14			
			10,000	R6. 12. 23			
8 0 0	こ の 頁 の 小 計		420,000				
8 1 0	そ の 他 の 寄 附						→ ※ 下記注意(2)参照。
9 0 0	合 計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)					寄 附 者 の 区 分	法人その他の団体	
	団 体 の 名 称		金 額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
	山藤運送(有)		120,000		松戸市幸田5-413	田居 照康	
	(内訳)		10,000	R6. 1. 12			
			10,000	R6. 2. 14			
			10,000	R6. 3. 14			
			10,000	R6. 4. 12			
			10,000	R6. 5. 14			
			10,000	R6. 6. 14			
			10,000	R6. 7. 12			
			10,000	R6. 8. 14			
			10,000	R6. 9. 13			
			10,000	R6. 10. 11			
			10,000	R6. 11. 14			
			10,000	R6. 12. 23			
8 0 0	こ の 頁 の 小 計		120,000				
8 1 0	そ の 他 の 寄 附						→ ※ 下記注意(2)参照。
9 0 0	合 計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)					寄 附 者 の 区 分	法人その他の団体	
	団 体 の 名 称	金 額	年月日		主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
	エレワークユニテッド(株)	110,000			松戸市南花島中町255-3	鈴木 康司	
	(内訳)	10,000	R6. 2. 14				
		10,000	R6. 3. 14				
		10,000	R6. 4. 12				
		10,000	R6. 5. 14				
		10,000	R6. 6. 14				
		10,000	R6. 7. 12				
		10,000	R6. 8. 14				
		10,000	R6. 9. 13				
		10,000	R6. 10. 11				
		10,000	R6. 11. 14				
		10,000	R6. 12. 23				
8 0 0	こ の 頁 の 小 計	110,000					
8 1 0	そ の 他 の 寄 附						→ ※ 下記注意(2)参照。
9 0 0	合 計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)					寄 附 者 の 区 分	法人その他の団体	
	団 体 の 名 称		金 額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
	(株)イサカエンタープライズ		240,000		松戸市上本郷86	井坂 勝則	
	(内訳)		10,000	R6. 1. 12			
			10,000	R6. 2. 14			
			10,000	R6. 3. 14			
			10,000	R6. 4. 12			
			10,000	R6. 5. 14			
			10,000	R6. 6. 14			
			30,000	R6. 7. 12			
			30,000	R6. 8. 14			
			30,000	R6. 9. 13			
			30,000	R6. 10. 11			
			30,000	R6. 11. 14			
			30,000	R6. 12. 23			
8 0 0	こ の 頁 の 小 計		240,000				
8 1 0	そ の 他 の 寄 附				→ ※ 下記注意(2)参照。		
9 0 0	合 計				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)					寄 附 者 の 区 分	法人その他の団体	
	団 体 の 名 称		金 額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
	(株)ソレイユ・リビング・テック		120,000		松戸市新松戸3-208-1	岩橋 淑行	
	(内訳)		10,000	R6. 1. 12			
			10,000	R6. 2. 14			
			10,000	R6. 3. 14			
			10,000	R6. 4. 12			
			10,000	R6. 5. 14			
			10,000	R6. 6. 14			
			10,000	R6. 7. 12			
			10,000	R6. 8. 14			
			10,000	R6. 9. 13			
			10,000	R6. 10. 11			
			10,000	R6. 11. 14			
			10,000	R6. 12. 23			
800	この頁の小計		120,000				
810	その他の寄附				→ ※ 下記注意(2)参照。		
900	合 計				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)					寄 附 者 の 区 分	法人その他の団体	
	団 体 の 名 称		金 額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
	(有)協和デンタル・ラボラトリー		120,000		松戸市新松戸3-260-1	木村 健二	
	(内訳)		10,000	R6. 1. 12			
			10,000	R6. 2. 14			
			10,000	R6. 3. 14			
			10,000	R6. 4. 12			
			10,000	R6. 5. 14			
			10,000	R6. 6. 14			
			10,000	R6. 7. 12			
			10,000	R6. 8. 14			
			10,000	R6. 9. 13			
			10,000	R6. 10. 11			
			10,000	R6. 11. 14			
			10,000	R6. 12. 23			
8 0 0	こ の 頁 の 小 計		120,000				
8 1 0	そ の 他 の 寄 附				→ ※ 下記注意(2)参照。		
9 0 0	合 計				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)					寄 附 者 の 区 分	法人その他の団体	
	団 体 の 名 称	金 額	年月日		主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
	(医社)山浩会	120,000			松戸市八ヶ崎6-56-12	山下 茂一	
	(内訳)	10,000	R6. 1. 12				
		10,000	R6. 2. 14				
		10,000	R6. 3. 14				
		10,000	R6. 4. 12				
		10,000	R6. 5. 14				
		10,000	R6. 6. 14				
		10,000	R6. 7. 12				
		10,000	R6. 8. 14				
		10,000	R6. 9. 13				
		10,000	R6. 10. 11				
		10,000	R6. 11. 14				
		10,000	R6. 12. 23				
8 0 0	こ の 頁 の 小 計	120,000					
8 1 0	そ の 他 の 寄 附						→ ※ 下記注意(2)参照。
9 0 0	合 計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)					寄 附 者 の 区 分	法人その他の団体	
	団 体 の 名 称	金 額	年月日		主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
	(株)マーケットバンク	120,000			東京都台東区台東4-5-7	岡山 憲史	
	(内訳)	10,000	R6. 1. 12				
		10,000	R6. 2. 14				
		10,000	R6. 3. 14				
		10,000	R6. 4. 12				
		10,000	R6. 5. 14				
		10,000	R6. 6. 14				
		10,000	R6. 7. 12				
		10,000	R6. 8. 14				
		10,000	R6. 9. 13				
		10,000	R6. 10. 11				
		10,000	R6. 11. 14				
		10,000	R6. 12. 23				
8 0 0	こ の 頁 の 小 計	120,000					
8 1 0	そ の 他 の 寄 附				→ ※ 下記注意(2)参照。		
9 0 0	合 計				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)					寄 附 者 の 区 分	法人その他の団体	
	団 体 の 名 称		金 額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
	(株)ダブリュータクシー		120,000		松戸市栄西1344-1	野村 徳康	
	(内訳)		10,000	R6. 1. 12			
			10,000	R6. 2. 14			
			10,000	R6. 3. 14			
			10,000	R6. 4. 12			
			10,000	R6. 5. 14			
			10,000	R6. 6. 14			
			10,000	R6. 7. 12			
			10,000	R6. 8. 14			
			10,000	R6. 9. 13			
			10,000	R6. 10. 11			
			10,000	R6. 11. 14			
			10,000	R6. 12. 23			
8 0 0	こ の 頁 の 小 計		120,000				
8 1 0	そ の 他 の 寄 附				→ ※ 下記注意(2)参照。		
9 0 0	合 計				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)					寄 附 者 の 区 分	法人その他の団体	
	団 体 の 名 称		金 額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
	流山タクシー(有)		120,000		流山市加1-20-25	関 文男	
	(内訳)		10,000	R6. 1. 12			
			10,000	R6. 2. 14			
			10,000	R6. 3. 14			
			10,000	R6. 4. 12			
			10,000	R6. 5. 14			
			10,000	R6. 6. 14			
			10,000	R6. 7. 12			
			10,000	R6. 8. 14			
			10,000	R6. 9. 13			
			10,000	R6. 10. 11			
			10,000	R6. 11. 14			
			10,000	R6. 12. 23			
8 0 0	こ の 頁 の 小 計		120,000				
8 1 0	そ の 他 の 寄 附				→ ※ 下記注意(2)参照。		
9 0 0	合 計				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)					寄 附 者 の 区 分	法人その他の団体	
	団 体 の 名 称		金 額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
	(株)トーエイ		100,000		松戸市大金平5-421-1	田嶋 元雄	
	(内訳)		10,000	R6. 1. 12			
			10,000	R6. 2. 14			
			10,000	R6. 3. 14			
			10,000	R6. 4. 12			
			10,000	R6. 5. 14			
			10,000	R6. 6. 14			
			10,000	R6. 7. 12			
			10,000	R6. 8. 14			
			10,000	R6. 9. 13			
			10,000	R6. 10. 11			
8 0 0	こ の 頁 の 小 計		100,000				
8 1 0	そ の 他 の 寄 附				→ ※ 下記注意(2)参照。		
9 0 0	合 計				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)					寄 附 者 の 区 分	法人その他の団体	
	団 体 の 名 称		金 額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
	(株)藤田土木		120,000		松戸市六高台2-125	藤田 雅久	
	(内訳)		10,000	R6. 1. 12			
			10,000	R6. 2. 14			
			10,000	R6. 3. 14			
			10,000	R6. 4. 12			
			10,000	R6. 5. 14			
			10,000	R6. 6. 14			
			10,000	R6. 7. 12			
			10,000	R6. 8. 14			
			10,000	R6. 9. 13			
			10,000	R6. 10. 11			
			10,000	R6. 11. 14			
			10,000	R6. 12. 23			
800	この頁の小計		120,000				
810	その他の寄附				→ ※ 下記注意(2)参照。		
900	合 計				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)					寄 附 者 の 区 分	法人その他の団体	
	団 体 の 名 称		金 額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
	(株)美山		120,000		船橋市葛飾町2-340	大山 一	
	(内訳)		10,000	R6. 1. 12			
			10,000	R6. 2. 14			
			10,000	R6. 3. 14			
			10,000	R6. 4. 12			
			10,000	R6. 5. 14			
			10,000	R6. 6. 14			
			10,000	R6. 7. 12			
			10,000	R6. 8. 14			
			10,000	R6. 9. 13			
			10,000	R6. 10. 11			
			10,000	R6. 11. 14			
			10,000	R6. 12. 23			
8 0 0	こ の 頁 の 小 計		120,000				
8 1 0	そ の 他 の 寄 附						→ ※ 下記注意(2)参照。
9 0 0	合 計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)					寄 附 者 の 区 分	法人その他の団体	
	団 体 の 名 称	金 額	年月日		主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
	(株)東光ハウス	120,000			松戸市久保平賀382-14	大川 隆永	
	(内訳)	10,000	R6. 1. 12				
		10,000	R6. 2. 14				
		10,000	R6. 3. 14				
		10,000	R6. 4. 12				
		10,000	R6. 5. 14				
		10,000	R6. 6. 14				
		10,000	R6. 7. 12				
		10,000	R6. 8. 14				
		10,000	R6. 9. 13				
		10,000	R6. 10. 11				
		10,000	R6. 11. 14				
		10,000	R6. 12. 23				
8 0 0	こ の 頁 の 小 計	120,000					
8 1 0	そ の 他 の 寄 附						→ ※ 下記注意(2)参照。
9 0 0	合 計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)						寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体			
			団 体 の 名 称		金 額		年月日	主たる事務所の所在地		代表者の氏名	備 考
			飯沼石材(株)			120, 000		松戸市河原塚400-12		飯沼 正敏	
			(内訳)			10, 000	R6. 1. 12				
						10, 000	R6. 2. 14				
						10, 000	R6. 3. 14				
						10, 000	R6. 4. 12				
						10, 000	R6. 5. 14				
						10, 000	R6. 6. 14				
						10, 000	R6. 7. 12				
						10, 000	R6. 8. 14				
						10, 000	R6. 9. 13				
						10, 000	R6. 10. 11				
						10, 000	R6. 11. 14				
						10, 000	R6. 12. 23				
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			120, 000	→ ※ 下記注意(2)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。				
8	1	0	そ の 他 の 寄 附								
9	0	0	合 計								

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)						寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体		
団 体 の 名 称				金 額		年月日	主たる事務所の所在地		代表者の氏名	備 考
			和座クリニック		120,000		松戸市新松戸340		和座 一弘	
			(内訳)		10,000	R6. 1. 12				
					10,000	R6. 2. 14				
					10,000	R6. 3. 14				
					10,000	R6. 4. 12				
					10,000	R6. 5. 14				
					10,000	R6. 6. 14				
					10,000	R6. 7. 12				
					10,000	R6. 8. 14				
					10,000	R6. 9. 13				
					10,000	R6. 10. 11				
					10,000	R6. 11. 14				
					10,000	R6. 12. 23				
8	0	0	こ の 頁 の 小 計		120,000	→ ※ 下記注意(2)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。				
8	1	0	そ の 他 の 寄 附							
9	0	0	合 計							

注意 (1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)					寄 附 者 の 区 分	法人その他の団体	
	団 体 の 名 称	金 額	年月日		主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
	(株)インザイベジフル	120,000			柏市若柴69-1	榎本 辰夫	
	(内訳)	10,000	R6. 1. 12				
		10,000	R6. 2. 14				
		10,000	R6. 3. 14				
		10,000	R6. 4. 12				
		10,000	R6. 5. 14				
		10,000	R6. 6. 14				
		10,000	R6. 7. 12				
		10,000	R6. 8. 14				
		10,000	R6. 9. 13				
		10,000	R6. 10. 11				
		10,000	R6. 11. 14				
		10,000	R6. 12. 23				
8 0 0	こ の 頁 の 小 計	120,000					
8 1 0	そ の 他 の 寄 附				→ ※ 下記注意(2)参照。		
9 0 0	合 計				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)					寄 附 者 の 区 分	法人その他の団体	
	団 体 の 名 称		金 額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
	(株)リノキノ		120,000		松戸市八ヶ崎8-16-1	赤沼 真左子	
	(内訳)		10,000	R6. 1. 12			
			10,000	R6. 2. 14			
			10,000	R6. 3. 14			
			10,000	R6. 4. 12			
			10,000	R6. 5. 14			
			10,000	R6. 6. 14			
			10,000	R6. 7. 12			
			10,000	R6. 8. 14			
			10,000	R6. 9. 13			
			10,000	R6. 10. 11			
			10,000	R6. 11. 14			
			10,000	R6. 12. 23			
8 0 0	こ の 頁 の 小 計		120,000				
8 1 0	そ の 他 の 寄 附						→ ※ 下記注意(2)参照。
9 0 0	合 計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)					寄 附 者 の 区 分	法人その他の団体	
	団 体 の 名 称		金 額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
	(株)中原建築設計事務所		220,000		松戸市久保平賀392-2	中原 光男	
	(内訳)		120,000	R6. 2. 29			
			100,000	R6. 10. 14			
8 0 0	こ の 頁 の 小 計		220,000				
8 1 0	そ の 他 の 寄 附						→ ※ 下記注意(2)参照。
9 0 0	合 計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)						寄 附 者 の 区 分	法人その他の団体	
	団 体 の 名 称		金 額		年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
		(株)オカダテックス		120,000		野田市上三ヶ尾261-9	岡田 茂	
		(内訳)		10,000	R6. 1. 12			
				10,000	R6. 2. 14			
				10,000	R6. 3. 14			
				10,000	R6. 4. 12			
				10,000	R6. 5. 14			
				10,000	R6. 6. 14			
				10,000	R6. 7. 12			
				10,000	R6. 8. 14			
				10,000	R6. 9. 13			
				10,000	R6. 10. 11			
				10,000	R6. 11. 14			
				10,000	R6. 12. 23			
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			120,000		
8	1	0	そ の 他 の 寄 附					→ ※ 下記注意(2)参照。
9	0	0	合 計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)					寄 附 者 の 区 分	法人その他の団体	
	団 体 の 名 称		金 額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
	丸川タクシー(有)		140,000		野田市中里764	小川 貴大	
	(内訳)		10,000	R6. 1. 12			
			10,000	R6. 2. 14			
			10,000	R6. 3. 14			
			10,000	R6. 4. 12			
			10,000	R6. 5. 14			
			10,000	R6. 6. 14			
			10,000	R6. 7. 12			
			10,000	R6. 8. 14			
			10,000	R6. 9. 13			
			10,000	R6. 10. 11			
			10,000	R6. 10. 15			
			10,000	R6. 10. 29			
			10,000	R6. 11. 14			
			10,000	R6. 12. 23			
800	この頁の小計		140,000				
810	その他の寄附				→ ※ 下記注意(2)参照。		
900	合 計				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)					寄 附 者 の 区 分	法人その他の団体	
	団 体 の 名 称		金 額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
	(株)タツザキ		120,000		野田市桐ケ作306-11	立崎 一郎	
	(内訳)		10,000	R6. 1. 12			
			10,000	R6. 2. 14			
			10,000	R6. 3. 14			
			10,000	R6. 4. 12			
			10,000	R6. 5. 14			
			10,000	R6. 6. 14			
			10,000	R6. 7. 12			
			10,000	R6. 8. 14			
			10,000	R6. 9. 13			
			10,000	R6. 10. 11			
			10,000	R6. 11. 14			
			10,000	R6. 12. 23			
8 0 0	こ の 頁 の 小 計		120,000				
8 1 0	そ の 他 の 寄 附				→ ※ 下記注意(2)参照。		
9 0 0	合 計				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		

注意 (1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)					寄 附 者 の 区 分	法人その他の団体	
	団 体 の 名 称	金 額	年月日		主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
	(株)関信商事	120,000			野田市東宝珠花171	鶴岡 辰弥	
	(内訳)	10,000	R6. 1. 12				
		10,000	R6. 2. 14				
		10,000	R6. 3. 14				
		10,000	R6. 4. 12				
		10,000	R6. 5. 14				
		10,000	R6. 6. 14				
		10,000	R6. 7. 12				
		10,000	R6. 8. 14				
		10,000	R6. 9. 13				
		10,000	R6. 10. 11				
		10,000	R6. 11. 14				
		10,000	R6. 12. 23				
8 0 0	こ の 頁 の 小 計	120,000					
8 1 0	そ の 他 の 寄 附				→ ※ 下記注意(2)参照。		
9 0 0	合 計				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)					寄 附 者 の 区 分	法人その他の団体	
	団 体 の 名 称	金 額	年月日		主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
	(有)岡部	120,000			野田市春日町12-5	岡部 成行	
	(内訳)	10,000	R6. 1. 12				
		10,000	R6. 2. 14				
		10,000	R6. 3. 14				
		10,000	R6. 4. 12				
		10,000	R6. 5. 14				
		10,000	R6. 6. 14				
		10,000	R6. 7. 12				
		10,000	R6. 8. 14				
		10,000	R6. 9. 13				
		10,000	R6. 10. 11				
		10,000	R6. 11. 14				
		10,000	R6. 12. 23				
8 0 0	こ の 頁 の 小 計	120,000					
8 1 0	そ の 他 の 寄 附						→ ※ 下記注意(2)参照。
9 0 0	合 計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)					寄 附 者 の 区 分	法人その他の団体	
	団 体 の 名 称		金 額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
	(株)ピアノプラザ		320,000		野田市山崎1604-2	菊地 孝則	
	(内訳)		10,000	R6. 1. 12			
			10,000	R6. 2. 14			
			10,000	R6. 3. 14			
			10,000	R6. 4. 12			
			10,000	R6. 5. 14			
			10,000	R6. 6. 14			
			10,000	R6. 7. 12			
			10,000	R6. 8. 14			
			10,000	R6. 9. 13			
			10,000	R6. 10. 11			
			10,000	R6. 11. 14			
			200,000	R6. 12. 13			
			10,000	R6. 12. 23			
8 0 0	こ の 頁 の 小 計		320,000				
8 1 0	そ の 他 の 寄 附				→ ※ 下記注意(2)参照。		
9 0 0	合 計				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		

注意 (1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)					寄 附 者 の 区 分	法人その他の団体	
	団 体 の 名 称	金 額	年月日		主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
	エバーグリーン(株)	120,000			東京都千代田区丸の内2-3-2 郵船ビル	加藤 栄作	
	(内訳)	10,000	R6. 1. 12				
		10,000	R6. 2. 14				
		10,000	R6. 3. 14				
		10,000	R6. 4. 12				
		10,000	R6. 5. 14				
		10,000	R6. 6. 14				
		10,000	R6. 7. 12				
		10,000	R6. 8. 14				
		10,000	R6. 9. 13				
		10,000	R6. 10. 11				
		10,000	R6. 11. 14				
		10,000	R6. 12. 23				
8 0 0	こ の 頁 の 小 計	120,000					
8 1 0	そ の 他 の 寄 附				→ ※ 下記注意(2)参照。		
9 0 0	合 計				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		

注意 (1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)					寄 附 者 の 区 分	法人その他の団体	
	団 体 の 名 称		金 額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
	(株)あさひ葬祭		120,000		野田市岩名2011-43	田中 秀和	
	(内訳)		10,000	R6. 1. 12			
			10,000	R6. 2. 14			
			10,000	R6. 3. 14			
			10,000	R6. 4. 12			
			10,000	R6. 5. 14			
			10,000	R6. 6. 14			
			10,000	R6. 7. 12			
			10,000	R6. 8. 14			
			10,000	R6. 9. 13			
			10,000	R6. 10. 11			
			10,000	R6. 11. 14			
			10,000	R6. 12. 23			
800	こ の 頁 の 小 計		120,000				
810	そ の 他 の 寄 附				→ ※ 下記注意(2)参照。		
900	合 計				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)						寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体		
団 体 の 名 称				金 額		年月日	主たる事務所の所在地		代表者の氏名	備 考
			(株)ユーフォリア		120,000		野田市野田79-1-12		飯田 真弘	
			(内訳)		10,000	R6. 1. 12				
					10,000	R6. 2. 14				
					10,000	R6. 3. 14				
					10,000	R6. 4. 12				
					10,000	R6. 5. 14				
					10,000	R6. 6. 14				
					10,000	R6. 7. 12				
					10,000	R6. 8. 14				
					10,000	R6. 9. 13				
					10,000	R6. 10. 11				
					10,000	R6. 11. 14				
					10,000	R6. 12. 23				
8	0	0	こ の 頁 の 小 計		120,000	→ ※ 下記注意(2)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。				
8	1	0	そ の 他 の 寄 附							
9	0	0	合 計							

注意 (1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)					寄 附 者 の 区 分	法人その他の団体	
	団 体 の 名 称		金 額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
	(株)エスエス		120,000		野田市宮崎98	杉浦 政則	
	(内訳)		10,000	R6. 1. 12			
			10,000	R6. 2. 14			
			10,000	R6. 3. 14			
			10,000	R6. 4. 12			
			10,000	R6. 5. 14			
			10,000	R6. 6. 14			
			10,000	R6. 7. 12			
			10,000	R6. 8. 14			
			10,000	R6. 9. 13			
			10,000	R6. 10. 11			
			10,000	R6. 11. 14			
			10,000	R6. 12. 23			
8 0 0	こ の 頁 の 小 計		120,000				
8 1 0	そ の 他 の 寄 附				→ ※ 下記注意(2)参照。		
9 0 0	合 計				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		

注意 (1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)					寄 附 者 の 区 分	法人その他の団体	
	団 体 の 名 称		金 額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
	ウヤマ産業(株)		110,000		野田市目吹2540-1	宇山 嘉一	
			10,000	R6. 2. 14			
			10,000	R6. 3. 14			
			10,000	R6. 4. 12			
			10,000	R6. 5. 14			
			10,000	R6. 6. 14			
			10,000	R6. 7. 12			
			10,000	R6. 8. 14			
			10,000	R6. 9. 13			
			10,000	R6. 10. 11			
			10,000	R6. 11. 14			
			10,000	R6. 12. 23			
8 0 0	こ の 頁 の 小 計		110,000				
8 1 0	そ の 他 の 寄 附						→ ※ 下記注意(2)参照。
9 0 0	合 計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)					寄 附 者 の 区 分	法人その他の団体	
	団 体 の 名 称	金 額	年月日		主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
	トケン工業(株)	140,000			野田市船形2145-1	岡田 真吾	
	(内訳)	50,000	R6. 1. 16				
		50,000	R6. 7. 15				
		10,000	R6. 10. 11				
		30,000	R6. 12. 2				
8 0 0	こ の 頁 の 小 計	140,000					
8 1 0	そ の 他 の 寄 附						→ ※ 下記注意(2)参照。
9 0 0	合 計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)					寄 附 者 の 区 分	法人その他の団体	
	団 体 の 名 称	金 額	年月日		主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
	(株)創建	120,000			大阪府大阪市中心区淡路町3-5-13	吉村 孝文	
	(内訳)	10,000	R6. 1. 12				
		10,000	R6. 2. 14				
		10,000	R6. 3. 14				
		10,000	R6. 4. 12				
		10,000	R6. 5. 14				
		10,000	R6. 6. 14				
		10,000	R6. 7. 12				
		10,000	R6. 8. 14				
		10,000	R6. 9. 13				
		10,000	R6. 10. 11				
		10,000	R6. 11. 14				
		10,000	R6. 12. 23				
8 0 0	こ の 頁 の 小 計	120,000					
8 1 0	そ の 他 の 寄 附				→ ※ 下記注意(2)参照。		
9 0 0	合 計				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)					寄 附 者 の 区 分	法人その他の団体	
	団 体 の 名 称	金 額	年月日		主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
	(株)藤商	120,000			埼玉県吉川市高富1-9-2	加藤 陽寿	
	(内訳)	10,000	R6. 1. 12				
		10,000	R6. 2. 14				
		10,000	R6. 3. 14				
		10,000	R6. 4. 12				
		10,000	R6. 5. 14				
		10,000	R6. 6. 14				
		10,000	R6. 7. 12				
		10,000	R6. 8. 14				
		10,000	R6. 9. 13				
		10,000	R6. 10. 11				
		10,000	R6. 11. 14				
		10,000	R6. 12. 23				
8 0 0	こ の 頁 の 小 計	120,000					
8 1 0	そ の 他 の 寄 附				→ ※ 下記注意(2)参照。		
9 0 0	合 計				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)					寄 附 者 の 区 分	法人その他の団体	
	団 体 の 名 称	金 額	年月日		主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
	インフォカート(株)	120,000			千葉市中央区中央3-9-16	下岡 靖宜	
	(内訳)	10,000	R6. 1. 12				
		10,000	R6. 2. 14				
		10,000	R6. 3. 14				
		10,000	R6. 4. 12				
		10,000	R6. 5. 14				
		10,000	R6. 6. 14				
		10,000	R6. 7. 12				
		10,000	R6. 8. 14				
		10,000	R6. 9. 13				
		10,000	R6. 10. 11				
		10,000	R6. 11. 14				
		10,000	R6. 12. 23				
8 0 0	こ の 頁 の 小 計	120,000					
8 1 0	そ の 他 の 寄 附				→ ※ 下記注意(2)参照。		
9 0 0	合 計				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)					寄 附 者 の 区 分	法人その他の団体	
	団 体 の 名 称		金 額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
	(株)昭芝製作所		120,000		東京都練馬区小竹町1-43-15	三原 佑介	
	(内訳)		10,000	R6. 1. 12			
			10,000	R6. 2. 14			
			10,000	R6. 3. 14			
			10,000	R6. 4. 12			
			10,000	R6. 5. 14			
			10,000	R6. 6. 14			
			10,000	R6. 7. 12			
			10,000	R6. 8. 14			
			10,000	R6. 9. 13			
			10,000	R6. 10. 11			
			10,000	R6. 11. 14			
			10,000	R6. 12. 23			
8 0 0	こ の 頁 の 小 計		120,000				
8 1 0	そ の 他 の 寄 附				→ ※ 下記注意(2)参照。		
9 0 0	合 計				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)					寄 附 者 の 区 分	法人その他の団体	
	団 体 の 名 称		金 額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
	(株)スパンロ・アンド・サン		120,000		東京都港区三田2-7-7	瀬川 岳則	
	(内訳)		10,000	R6. 1. 12			
			10,000	R6. 2. 14			
			10,000	R6. 3. 14			
			10,000	R6. 4. 12			
			10,000	R6. 5. 14			
			10,000	R6. 6. 14			
			10,000	R6. 7. 12			
			10,000	R6. 8. 14			
			10,000	R6. 9. 13			
			10,000	R6. 10. 11			
			10,000	R6. 11. 14			
			10,000	R6. 12. 23			
8 0 0	こ の 頁 の 小 計		120,000				
8 1 0	そ の 他 の 寄 附				→ ※ 下記注意(2)参照。		
9 0 0	合 計				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		

注意 (1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)					寄 附 者 の 区 分	法人その他の団体	
	団 体 の 名 称	金 額	年月日		主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
	フレスコツナ(株)	120,000			千葉県花見川区幕張本郷1-3-33-402	吉田 哲章	
	(内訳)	10,000	R6. 1. 12				
		10,000	R6. 2. 14				
		10,000	R6. 3. 14				
		10,000	R6. 4. 12				
		10,000	R6. 5. 14				
		10,000	R6. 6. 14				
		10,000	R6. 7. 12				
		10,000	R6. 8. 14				
		10,000	R6. 9. 13				
		10,000	R6. 10. 11				
		10,000	R6. 11. 14				
		10,000	R6. 12. 23				
8 0 0	こ の 頁 の 小 計	120,000					
8 1 0	そ の 他 の 寄 附				→ ※ 下記注意(2)参照。		
9 0 0	合 計				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)					寄 附 者 の 区 分	法人その他の団体	
	団 体 の 名 称		金 額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
	(株)ヤマシタ		120,000		東京都港区港南2-15-3 品川インターシティC棟8階	山下 和洋	
	(内訳)		60,000	R6. 4. 26			
			60,000	R6. 10. 25			
8 0 0	こ の 頁 の 小 計		120,000				
8 1 0	そ の 他 の 寄 附						→ ※ 下記注意(2)参照。
9 0 0	合 計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)						寄 附 者 の 区 分	法人その他の団体	
	団 体 の 名 称		金 額		年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
		新日本ウェックス(株)		160,000		愛知県名古屋市港区木場町8-158	広瀬 純平	
		(内訳)		20,000	R6. 7. 31			
				10,000	R6. 9. 2			
				100,000	R6. 10. 8			
				20,000	R6. 10. 31			
				10,000	R6. 12. 4			
8	0	0	こ の 頁 の 小 計					
				160,000				
8	1	0	そ の 他 の 寄 附					
9	0	0	合 計					

→ ※ 下記注意(2)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)					寄 附 者 の 区 分	法人その他の団体	
	団 体 の 名 称	金 額	年月日		主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
	フォトンキャピタル(同)	70,000			東京都渋谷区渋谷2-15-1澁谷クロスタワー13F	石原 優子	
	(内訳)	10,000	R6. 6. 14				
		10,000	R6. 7. 12				
		10,000	R6. 8. 14				
		10,000	R6. 9. 13				
		10,000	R6. 10. 11				
		10,000	R6. 11. 14				
		10,000	R6. 12. 23				
8 0 0	こ の 頁 の 小 計	70,000					
8 1 0	そ の 他 の 寄 附						→ ※ 下記注意(2)参照。
9 0 0	合 計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
団 体 の 名 称	金 額				主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
	十億	百万	千	円			
(有)石山運輸倉庫			120,000		R6. 1. 10	野田市岡田315	石山 隆一
(株)湯浅建設			100,000		R6. 10. 15	松戸市日暮5-25	湯浅 健司
京和ガス(株)			120,000		R6. 1. 29	流山市江戸川台東1-254	坂巻 智
(株)山崎建設工業			100,000		R6. 10. 15	流山市鰯ヶ崎414-4	山崎 太郎
ミサト(株)			120,000		R6. 9. 20	野田市岡田618-3	三浦 玲子
(株)ガスワンホールディングス			200,000		R6. 10. 11	埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-11-5	川本 武彦
(一社)日本チェーンドラッグストア協会			300,000		R6. 10. 16	東京都千代田区神田駿河台2-9 2階	塚本 厚志
(有)近代ホーム			100,000		R6. 10. 24	流山市南流山4-12-10	山崎 眞理子
(株)東海住宅建設			500,000		R6. 10. 30	野田市岩名2015-63	遠藤 博之
リープホールディングス(株)		1,000,000			R6. 11. 1	流山市南流山9-2-9	岡村 徳久
(株)アクティブライフ			120,000		R6. 12. 13	松戸市河原塚421-35	佐藤 清
(株)ニトリホールディングス		1,000,000			R6. 12. 27	東京都北区神谷3-6-20	白井 俊之
(株)APIコンサルタンツ			300,000		R6. 2. 28	東京都港区白金台5-22-12 4階	松本 洋
(株)フルハシ商事			100,000		R6. 10. 18	野田市小山2893	古橋 賢二
(株)松流工業			100,000		R6. 10. 23	流山市木1-27-24	中村 由紀子
この頁の小計		4,280,000			→ ※ 下記注意(2)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		
その他の寄附							
合 計							

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)					寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
団 体 の 名 称	金 額				年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
	十億	百万	千	円				
木名瀬商事(株)			300,	000	R6. 10. 1	野田市吉春836	木名瀬 訓光	事務所の無償提供
こ の 頁 の 小 計			300,	000	→ ※ 下記注意(2)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			
そ の 他 の 寄 附			1,	285, 000				
合 計			14,	068, 400				

注意 (1) 本表は、政党 (の支部) が使用するものである。
(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-3) 政治団体

(7) 寄 附 の 内 訳 (政治団体)					寄 附 者 の 区 分		政治団体	
団 体 の 名 称	金 額				年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
	十億	百万	千	円				
千葉県宅建政治連盟			200,	000	R6. 10. 12	千葉市中央区千葉港1-17-3	岡本 修	
千葉県医師連盟野田支部			1,	000, 000	R6. 10. 15	野田市上花輪628-1	門倉 正樹	
日本酪農政治連盟			1,	000, 000	R6. 10. 15	東京都渋谷区代々木1-37-2 酪農会館	佐藤 哲	
さいとう健君に夢を託す会			20,	000, 000	R6. 7. 26	東京都千代田区永田町2-2-1-822	齋藤 健	
林業経営者 林政会			200,	000	R6. 10. 15	東京都千代田区内幸町1-2-1 日土地内幸町ビル2階	速水 亨	
全友会			300,	000	R6. 10. 16	東京都千代田区麴町5-1 NK真和ビル2階	春日 克之	
千葉県石油政治連盟			1,	000, 000	R6. 10. 16	千葉市中央区中央港1-13-1	長嶋 俊亮	
千葉県歯科医師連盟			100,	000	R6. 10. 17	千葉市美浜区新港32-17	尾崎 俊郎	
日本商工連盟			100,	000	R6. 10. 22	東京都中央区銀座2-2-17 有楽町ビル8階	小林 健	
全日電工連政治連盟			500,	000	R6. 10. 17	東京都港区芝2-9-11 全日電工連会館	米沢 寛	
千葉県医師連盟			500,	000	R6. 10. 17	千葉市中央区千葉港4-1	入江 康文	
日本歯科医師連盟			300,	000	R6. 10. 17	東京都千代田区九段北4-1-20	太田 謙司	
全国林業政治連盟			100,	000	R6. 10. 12	東京都千代田区鍛冶町1-9-16	上田 和久	
千葉県柔道整復師連盟			100,	000	R6. 10. 15	千葉市中央区末広3-21-6	木村 光雄	
千葉県薬剤師連盟			100,	000	R6. 10. 15	千葉市中央区問屋町9-2	杉浦 邦夫	
こ の 頁 の 小 計			25,	500, 000	→ ※ 下記注意(2)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			
そ の 他 の 寄 附								
合 計								

注意 (1) 本部または支部から受けた交付金は、表(その5)へ記載し、本表には計上しないこと。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して、「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(その7-3) 政治団体

(7) 寄 附 の 内 訳 (政治団体)					寄 附 者 の 区 分		政治団体	
団 体 の 名 称	金 額				年月日	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	代表者の氏名	備 考
	十億	百万	千	円				
TKCさいとう健後援会			100,000		R6. 10. 16	千葉市中央区新宿2-5-3 千葉大同生命ビル8階	秋葉 芳秀	
TKC全国政経研究会			100,000		R6. 10. 16	東京都新宿区揚場町2-1 4F	坂本 孝司	
千葉司法書士政治連盟			100,000		R6. 10. 18	千葉市美浜区幸町2-2-1	嘉志摩 政章	
こ の 頁 の 小 計			300,000		→ ※ 下記注意(2)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			
そ の 他 の 寄 附								
合 計								

注意 (1) 本部または支部から受けた交付金は、表(その5)へ記載し、本表には計上しないこと。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して、「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(その7-3) 政治団体

(7) 寄 附 の 内 訳 (政治団体)					寄 附 者 の 区 分	政治団体	
団 体 の 名 称	金 額				年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名備考
	十億	百万	千	円			
千葉県医師連盟松戸支部			540,000		R6. 5. 31	松戸市西馬橋幸町13 早稲田ビル2F	東 仲宣
(内訳)			240,000		R6. 5. 31		
			300,000		R6. 10. 18		
こ の 頁 の 小 計			540,000				
そ の 他 の 寄 附			410,000				→ ※ 下記注意(2)参照。
合 計			26,750,000				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 本部または支部から受けた交付金は、表(その5)へ記載し、本表には計上しないこと。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して、「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(その13-1)

3. 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表													
項 目				金 額				本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出				備 考	
1	経 常 経 費			十億	百万	千	円	十億	百万	千	円		
	(1)	人 件	費		24,	791,	703						
	(2)	光 熱 水	費			221,	829						
	(3)	備 品 ・ 消 耗 品	費		2,	928,	300						
	(4)	事 務 所	費		6,	454,	259						
	小 計 ((1) ~ (4))				34,	396,	091						
2	政 治 活 動 費			十億	百万	千	円	十億	百万	千	円		
	(1)	組 織 活 動	費		3,	305,	429						
	(2)	選 挙 関 係	費		12,	686,	391						
	(3)	機関紙誌の発行その他の事業費※			10,	324,	007						
	(内 訳)	ア 機関紙誌の発行事業費		※ア行から エ行の合計 を、(3)行に 記載するこ									
		イ 宣伝事業費				10,	324,	007					
		ウ 政治資金パーティー開催事業費											
		エ その他の事業費											
	(4)	調 査 研 究	費			161,	004						
	(5)	寄 附 ・ 交 付 金			3,	500,	880		3,	500,	000		
	(6)	そ の 他 の 経 費				300,	000						
	小 計 ((1) ~ (6))				30,	277,	711	うち本部・支部間の交付金合計				3,500,000	
	合 計				64,	673,	802	←1の小計と2の小計の合計を記載すること。					

注意 支出が存在する場合は、下表に従い必要書類を添付すること(詳細は表(その14)、(その15)の注意書きを参照。)

団体区分	個別に記載する金額	経常経費内訳書(その14)	政治活動費内訳書(その15)
国会議員関係政治団体	1件1万円を超える支出	必要	必要
上記以外の政治団体 (政党・資金管理団体・後援会等)	1件5万円以上の支出	不要 ※資金管理団体は必要	

本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出がある場合は、(その16)を添付すること。

(その14-1)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	光熱水費		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
電気代			10,025	R6. 1. 29	東京電力エナジーパートナー(株)	東京都中央区銀座8-13-1	
電気代			10,291	R6. 2. 28	東京電力エナジーパートナー(株)	東京都中央区銀座8-13-1	
電気代			10,900	R6. 3. 29	東京電力エナジーパートナー(株)	東京都中央区銀座8-13-1	
電気代			10,579	R6. 4. 25	東京電力エナジーパートナー(株)	東京都中央区銀座8-13-1	
電気代			10,447	R6. 5. 27	東京電力エナジーパートナー(株)	東京都中央区銀座8-13-1	
電気代			10,723	R6. 6. 27	東京電力エナジーパートナー(株)	東京都中央区銀座8-13-1	
電気代			11,908	R6. 7. 29	東京電力エナジーパートナー(株)	東京都中央区銀座8-13-1	
電気代			11,095	R6. 8. 27	東京電力エナジーパートナー(株)	東京都中央区銀座8-13-1	
電気代			11,141	R6. 9. 26	東京電力エナジーパートナー(株)	東京都中央区銀座8-13-1	
電気代			10,824	R6. 11. 28	東京電力エナジーパートナー(株)	東京都中央区銀座8-13-1	
この頁の小計			107,933				
その他の支出			113,896				
合計			221,829				

注意 (1) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。

(2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。

(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。

(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-2)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳					項目別区分	備品・消耗品費		
支 出 の 目 的 ※具体的に記入すること。	金 額				年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支 出 を 受 け た 者 の 住 所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
	十億	百万	千	円				
ガソリン代			11,475		R6. 2. 27	木名瀬商事(株)	野田市吉春836	
ガソリン代			10,309		R6. 3. 30	木名瀬商事(株)	野田市吉春836	
ガソリン代			15,276		R6. 4. 22	木名瀬商事(株)	野田市吉春836	
ガソリン代			11,813		R6. 6. 3	木名瀬商事(株)	野田市吉春836	
ガソリン代			20,650		R6. 8. 30	木名瀬商事(株)	野田市吉春836	
ガソリン代			20,688		R6. 9. 26	木名瀬商事(株)	野田市吉春836	
ガソリン代			12,782		R6. 10. 30	木名瀬商事(株)	野田市吉春836	
ガソリン代			22,747		R6. 11. 20	木名瀬商事(株)	野田市吉春836	
ガソリン代			10,678		R6. 8. 29	(株)山崎産業	流山市鰯ヶ崎3-4	
こ の 頁 の 小 計			136,418					
そ の 他 の 支 出								
合 計								

注意 (1) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。

(2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。

(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。

(その14-2)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳					項目別区分	備品・消耗品費		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額				年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
	十億	百万	千	円				
コピー使用料			34	323	R6. 1. 9	富士フイルムビジネスソリューションズジャパン(株)	東京都江東区豊洲2-2-1	
コピー使用料			25	746	R6. 2. 6	富士フイルムビジネスソリューションズジャパン(株)	東京都江東区豊洲2-2-1	
コピー使用料			30	487	R6. 3. 6	富士フイルムビジネスソリューションズジャパン(株)	東京都江東区豊洲2-2-1	
コピー使用料			11	933	R6. 4. 8	富士フイルムビジネスソリューションズジャパン(株)	東京都江東区豊洲2-2-1	
コピー使用料			14	082	R6. 5. 7	富士フイルムビジネスソリューションズジャパン(株)	東京都江東区豊洲2-2-1	
コピー使用料			21	079	R6. 6. 6	富士フイルムビジネスソリューションズジャパン(株)	東京都江東区豊洲2-2-1	
コピー使用料			35	044	R6. 7. 8	富士フイルムビジネスソリューションズジャパン(株)	東京都江東区豊洲2-2-1	
コピー使用料			13	647	R6. 8. 6	富士フイルムビジネスソリューションズジャパン(株)	東京都江東区豊洲2-2-1	
コピー使用料			16	927	R6. 9. 6	富士フイルムビジネスソリューションズジャパン(株)	東京都江東区豊洲2-2-1	
コピー使用料			17	640	R6. 10. 7	富士フイルムビジネスソリューションズジャパン(株)	東京都江東区豊洲2-2-1	
コピー使用料			17	469	R6. 11. 6	富士フイルムビジネスソリューションズジャパン(株)	東京都江東区豊洲2-2-1	
この頁の小計			238	377				
その他の支出								
合 計								

注意 (1) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別業として作成すること。

(2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。

(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。

(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-2)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳					項目別区分	備品・消耗品費		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額				年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
	十億	百万	千	円				
コピー使用料			13,	172	R6. 2. 28,	キヤノマーケティング ジャパン(株)	東京都港区港南2-16-6	振込
コピー使用料			10,	089	R6. 4. 25,	キヤノマーケティング ジャパン(株)	東京都港区港南2-16-6	振込
コピー使用料			17,	707	R6. 6. 27,	キヤノマーケティング ジャパン(株)	東京都港区港南2-16-6	振込
コピー使用料			11,	159	R6. 8. 27,	富士フイルム ビジネスソリューションズ ジャパン(株)	東京都江東区豊洲2-2-1	振込
コピー使用料			121,	227	R6. 11. 28,	富士フイルム ビジネスソリューションズ ジャパン(株)	東京都江東区豊洲2-2-1	振込
こ の 頁 の 小 計			173,	354				
そ の 他 の 支 出								
合 計								

- 注意 (1) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別業として作成すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
- ②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-2)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	備品・消耗品費		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額			年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
	十億	百万	千 円				
アスクル利用代金			16,420	R6. 1. 31	(株)清和ビジネス	東京都中央区日本橋室町4-3-18	振込
アスクル利用代金			14,516	R6. 2. 28	(株)清和ビジネス	東京都中央区日本橋室町4-3-18	振込
アスクル利用代金			17,250	R6. 3. 29	(株)清和ビジネス	東京都中央区日本橋室町4-3-18	振込
アスクル利用代金			29,847	R6. 4. 25	(株)清和ビジネス	東京都中央区日本橋室町4-3-18	振込
アスクル利用代金			23,384	R6. 5. 27	(株)清和ビジネス	東京都中央区日本橋室町4-3-18	振込
アスクル利用代金			14,302	R6. 7. 29	(株)清和ビジネス	東京都中央区日本橋室町4-3-18	振込
アスクル利用代金			16,158	R6. 8. 27	(株)清和ビジネス	東京都中央区日本橋室町4-3-18	振込
アスクル利用代金			17,724	R6. 10. 30	(株)清和ビジネス	東京都中央区日本橋室町4-3-18	振込
アスクル利用代金			124,860	R6. 11. 28	(株)清和ビジネス	東京都中央区日本橋室町4-3-18	振込
アスクル利用代金			47,263	R6. 12. 26	(株)清和ビジネス	東京都中央区日本橋室町4-3-18	振込
こ の 頁 の 小 計			321,724				
そ の 他 の 支 出							
合 計							

注意 (1) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別業として作成すること。

(2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。

(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。

(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-2)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳					項目別区分	備品・消耗品費		
支 出 の 目 的 ※具体的に記入すること。	金 額				年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
	十億	百万	千	円				
印刷代			87	890	R6. 1. 23	大槻デザインング(株)	東京都中央区湊1-8-13 1F	
印刷代			13	090	R6. 7. 26	大槻デザインング(株)	東京都中央区湊1-8-13 1F	
印刷代			99	440	R6. 6. 28	大槻デザインング(株)	東京都中央区湊1-8-13 1F	
印刷代			13	090	R6. 6. 28	大槻デザインング(株)	東京都中央区湊1-8-13 1F	
印刷代			28	050	R6. 9. 3	大槻デザインング(株)	東京都中央区湊1-8-13 1F	
印刷代			153	120	R6. 12. 3	大槻デザインング(株)	東京都中央区湊1-8-13 1F	
印刷代			18	700	R6. 12. 17	大槻デザインング(株)	東京都中央区湊1-8-13 1F	
広報板備品			11	000	R6. 2. 19	和泉木材(株)	流山市江戸川台西2-167	
広報板備品			24	200	R6. 2. 1	和泉木材(株)	流山市江戸川台西2-167	
広報板備品			26	400	R6. 2. 28	和泉木材(株)	流山市江戸川台西2-167	
広報板備品			14	520	R6. 12. 3	和泉木材(株)	流山市江戸川台西2-167	
印刷代			118	800	R6. 1. 31	栄光産業(株)	流山市西深井1028-8	振込
印刷代			93	500	R6. 10. 23	栄光産業(株)	流山市流山1-258-2-102	
こ の 頁 の 小 計			701	800				
そ の 他 の 支 出								
合 計								

- 注意 (1) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
- ②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-2)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳					項目別区分	備品・消耗品費		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額			年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考	
	十億	百万	千 円					
携帯電話代			144,800	R6. 9. 10	Apple Japan. Inc.	東京都中央区銀座8-9-7 HULIC&NewGINZA8		
車両修理代			18,700	R6. 11. 8	(株)永村自動車	野田市中里742		
雑貨			12,987	R6. 10. 6	(株)セキチュー	群馬県高崎市倉賀野町4531-1		
文具代			12,012	R6. 10. 7	(株)ナカオサ	野田市中野台383		
文具代			22,123	R6. 10. 10	(株)ナカオサ	野田市中野台383		
OA備品			12,100	R6. 10. 15	(有) オーシーコーポレーション	埼玉県加須市花崎1-22-7		
印刷代			352,000	R6. 10. 30	信濃印刷(株)	東京都千代田区飯田橋4-1-11	振込	
車両バッテリー交換			16,000	R6. 11. 1	(株)オートボックス おおたかの森	流山市おおたかの森西1-18		
広報板備品			10,940	R6. 11. 1	(株)コメリ	新潟県新潟市南区清水4501-1		
掃除機			27,709	R6. 11. 1	(株)ヤマダデンキ	群馬県高崎市栄町1-1		
ガソリン代			27,531	R6. 11. 12	(有) 根戸屋商店	流山市流山6-800-17	振込	
この頁の小計			656,902					
その他の支出			699,725					
合 計			2,928,300					

注意 (1) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。

(2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。

(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。

(その14-3)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳					項目別区分	事務所費		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額				年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
	十億	百万	千	円				
事務所家賃			274	560	R6. 1. 31	(株)アートレックス	東京都練馬区中村北1-9-11	振込
事務所家賃			274	560	R6. 2. 28	(株)アートレックス	東京都練馬区中村北1-9-11	振込
事務所家賃			274	560	R6. 3. 29	(株)アートレックス	東京都練馬区中村北1-9-11	振込
事務所家賃			274	560	R6. 4. 25	(株)アートレックス	東京都練馬区中村北1-9-11	振込
事務所家賃			274	560	R6. 5. 27	(株)アートレックス	東京都練馬区中村北1-9-11	振込
事務所家賃			274	560	R6. 6. 27	(株)アートレックス	東京都練馬区中村北1-9-11	振込
事務所家賃			274	560	R6. 7. 29	(株)アートレックス	東京都練馬区中村北1-9-11	振込
事務所家賃			274	560	R6. 8. 27	(株)アートレックス	東京都練馬区中村北1-9-11	振込
事務所家賃			274	560	R6. 9. 26	(株)アートレックス	東京都練馬区中村北1-9-11	振込
事務所家賃			274	560	R6. 10. 30	(株)アートレックス	東京都練馬区中村北1-9-11	振込
事務所家賃			274	560	R6. 11. 28	(株)アートレックス	東京都練馬区中村北1-9-11	振込
事務所家賃			274	560	R6. 12. 26	(株)アートレックス	東京都練馬区中村北1-9-11	振込
この頁の小計			3	294	720			
その他の支出								
合 計								

注意 (1) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。

(2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。

(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。

(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-3)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳					項目別区分	事務所費		
支 出 の 目 的 ※具体的に記入すること。	金 額				年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
	十億	百万	千	円				
駐車場代			110	000	R6. 1. 29	栗原駐車場	流山市おおたかの森北2-31-2	
駐車場代			110	000	R6. 2. 27	栗原駐車場	流山市おおたかの森北2-31-2	
駐車場代			110	000	R6. 3. 28	栗原駐車場	流山市おおたかの森北2-31-2	
駐車場代			110	000	R6. 4. 30	栗原駐車場	流山市おおたかの森北2-31-2	
駐車場代			110	000	R6. 5. 29	栗原駐車場	流山市おおたかの森北2-31-2	
駐車場代			110	000	R6. 6. 28	栗原駐車場	流山市おおたかの森北2-31-2	
駐車場代			110	000	R6. 7. 30	栗原駐車場	流山市おおたかの森北2-31-2	
駐車場代			110	000	R6. 8. 29	栗原駐車場	流山市おおたかの森北2-31-2	
駐車場代			110	000	R6. 9. 30	栗原駐車場	流山市おおたかの森北2-31-2	
駐車場代			110	000	R6. 10. 29	栗原駐車場	流山市おおたかの森北2-31-2	
駐車場代			110	000	R6. 11. 27	栗原駐車場	流山市おおたかの森北2-31-2	
駐車場代			110	000	R6. 12. 26	栗原駐車場	流山市おおたかの森北2-31-2	
こ の 頁 の 小 計			1,320	000				
そ の 他 の 支 出								
合 計								

注意 (1) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別業として作成すること。

(2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。

(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。

(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-3)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳					項目別区分	事務所費		
支 出 の 目 的 ※具体的に記入すること。	金 額				年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支 出 を 受 け た 者 の 住 所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
	十億	百万	千	円				
駐車場更新料			11	000	R6. 4. 25	スターツピタットハウス(株)	東京都中央区日本橋3-4-10 4F	振込
駐車場代			11	000	R6. 6. 27	スターツピタットハウス(株)	東京都中央区日本橋3-4-10 4F	振込
駐車場代			11	000	R6. 7. 29	スターツピタットハウス(株)	東京都中央区日本橋3-4-10 4F	振込
駐車場代			11	000	R6. 8. 27	スターツピタットハウス(株)	東京都中央区日本橋3-4-10 4F	振込
駐車場代			11	000	R6. 9. 26	スターツピタットハウス(株)	東京都中央区日本橋3-4-10 4F	振込
駐車場代			11	000	R6. 10. 30	スターツピタットハウス(株)	東京都中央区日本橋3-4-10 4F	振込
駐車場代			11	000	R6. 11. 28	スターツピタットハウス(株)	東京都中央区日本橋3-4-10 4F	振込
駐車場代			11	000	R6. 12. 26	スターツピタットハウス(株)	東京都中央区日本橋3-4-10 4F	振込
こ の 頁 の 小 計			88	000				
そ の 他 の 支 出								
合 計								

注意 (1) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。

(2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。

(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。

(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(その14-3)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分		事務所費	
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千円				
電話代			19,254	R6. 1. 29	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70 品川シーズ ンテラス	
電話代			17,736	R6. 2. 28	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70 品川シーズ ンテラス	
電話代			18,237	R6. 3. 29	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70 品川シーズ ンテラス	
電話代			19,360	R6. 4. 25	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70 品川シーズ ンテラス	
電話代			18,077	R6. 5. 27	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70 品川シーズ ンテラス	
電話代			17,692	R6. 6. 27	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70 品川シーズ ンテラス	
電話代			18,451	R6. 7. 29	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70 品川シーズ ンテラス	
電話代			17,982	R6. 8. 27	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70 品川シーズ ンテラス	
電話代			17,771	R6. 9. 26	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70 品川シーズ ンテラス	
電話代			20,849	R6. 10. 31	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70 品川シーズ ンテラス	
電話代			23,343	R6. 11. 28	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70 品川シーズ ンテラス	
電話代			19,128	R6. 12. 26	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70 品川シーズ ンテラス	
この頁の小計			227,880				
その他の支出							
合計							

注意 (1) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。

(2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。

(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。

(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-3)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳					項目別区分	事務所費		
支 出 の 目 的 ※具体的に記入すること。	金 額				年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支 出 を 受 け た 者 の 住 所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
	十億	百万	千	円				
事務所使用車自動車税			39,	600	R6. 5. 27	千葉県自動車税事務所	千葉市中央区問屋町1-11	
事務所使用車自動車税			34,	500	R6. 5. 27	千葉県自動車税事務所	千葉市中央区問屋町1-11	
事務所使用車自動車税			12,	900	R6. 5. 27	流山市役所財政部市民税課	流山市平和台1-1-1	
広報板損害保険料			83,	510	R6. 5. 27	損害保険ジャパン(株)	東京都新宿区西新宿1-26-1	
事務所使用車任意保険料			40,	692	R6. 5. 27	損害保険ジャパン(株)	東京都新宿区西新宿1-26-1	払込票
事務所使用車任意保険料			40,	590	R6. 8. 27	あいおいニッセイ同和損害保険(株)	東京都渋谷区恵比寿1-28-1	払込票
事務所使用車任意保険料			55,	960	R6. 7. 29	あいおいニッセイ同和損害保険(株)	東京都渋谷区恵比寿1-28-1	払込票
事務所使用車任意保険料			46,	320	R6. 11. 28	損害保険ジャパン(株)	東京都新宿区西新宿1-26-1	払込票
ごみ処理代			13,	500	R6. 1. 4	流山市	流山市下花輪191	
宅配便			11,	539	R6. 1. 15	ヤマト運輸(株)	東京都中央区銀座2-12-16	払込票
政治資金監査料			11,	000	R6. 2. 7	税理士 竹内 修	船橋市南本町1-16 森ビル301	振込
レンタルサーバー代			21,	450	R6. 3. 29	ヒマナネコ (同)	埼玉県所沢市東所沢和田3-13-53	振込
切手代			30,	000	R6. 2. 21	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
こ の 頁 の 小 計			441,	561				
そ の 他 の 支 出								
合 計								

注意 (1) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。

(2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。

(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。

(その14-3)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	事務所費		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額			年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
郵便代	十億	百万	千 円				
			15,000	R6. 3. 22	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
郵便代			17,080	R6. 3. 28	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
郵便代			14,190	R6. 4. 23	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
コピーリース料			26,004	R6. 8. 27	三菱HCビジネスリース(株)	東京都港区西新橋1-3-1	
郵便代			53,088	R6. 8. 27	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
宅配便			78,112	R6. 11. 20	佐川急便(株)	東京都江東区新砂2-2-8	
切手代			10,050	R6. 10. 7	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
はがき代			42,500	R6. 10. 9	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
飲料代			37,200	R6. 10. 13	三近(株)	野田市中根38-19	
NHK受信料			21,765	R6. 12. 25	日本放送協会	東京都渋谷区神南2-2-1	払込票
この頁の小計			314,989				
その他の支出							
合 計							

- 注意 (1) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
- ②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。

(その14-3)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳					項目別区分	事務所費		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額				年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
	十億	百万	千	円				
コピー機リース料			49,280		R6. 8. 27	シャープファイナンス(株)	東京都千代田区麴町5-1-1	振込
コピー機リース料			24,640		R6. 9. 26	シャープファイナンス(株)	東京都千代田区麴町5-1-1	振込
コピー機リース料			24,640		R6. 10. 30	シャープファイナンス(株)	東京都千代田区麴町5-1-1	振込
コピー機リース料			24,640		R6. 11. 28	シャープファイナンス(株)	東京都千代田区麴町5-1-1	振込
コピー機リース料			24,640		R6. 12. 26	シャープファイナンス(株)	東京都千代田区麴町5-1-1	振込
この頁の小計			147,840					
その他の支出			619,269					
合 計			6,454,259					

注意 (1) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別業として作成すること。

(2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。

(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。

(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2) 注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入	
		☒ 1 組織活動費 ☐ 2 選挙関係費 ☐ 3 機関紙誌の発行事業費 ☐ 4 宣伝事業費 ☐ 5 政治資金パーティー開催事業費	☐ 6 その他の事業費 ☐ 7 調査研究費 ☐ 8 寄附・交付金 ☐ 9 その他の経費		組織対策費	
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額		年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
	十億	百万	千 円			
会費			15,000	R6. 1. 5	(株)千葉日報社	千葉市中央区中央4-14-10
会費			30,000	R6. 2. 15	自由民主党千葉県国会議員秘書会	千葉市中央区市場町2-13 振込
会費			15,000	R6. 2. 17	地元有志の会	流山市おおたかの森北1-5-2 2F
食事代			12,000	R6. 4. 20	つむぎ	流山市前ヶ崎411-1
食事代			13,000	R6. 6. 15	クラシックの森	柏市逆井2-16-16
食事代			11,380	R6. 8. 24	黒澤惣三商店 別館	流山市おおたかの森北1-9-12
会費			25,000	R6. 9. 5	自由民主党野田市支部	野田市吉春836
会費			13,000	R6. 9. 14	クラシックの森	柏市逆井2-16-16
食事代			13,760	R6. 10. 28	聚	流山市西平井2-15
会費			15,000	R6. 11. 17	梅澤一雄褒章祝賀会	流山市鰯ヶ崎1-2-12
会費			26,000	R6. 11. 8	矢切ダンスサークル	松戸市下矢切633
会費			15,000	R6. 12. 7	柳家	流山市流山1-252
会費			15,000	R6. 12. 15	日本柔道整復師会	東京都台東区上野公園16-9
会費			13,000	R6. 12. 14	クラシックの森	柏市逆井2-16-16
この頁の小計			232,140			
その他の支出						
合 計			232,140			

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
 (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別業とすること。
 (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
 (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
 (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2) 注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入			
		☒ 1 組織活動費 ☐ 2 選挙関係費 ☐ 3 機関紙誌の発行事業費 ☐ 4 宣伝事業費 ☐ 5 政治資金パーティー開催事業費	☐ 6 その他の事業費 ☐ 7 調査研究費 ☐ 8 寄附・交付金 ☐ 9 その他の経費		組織対策費			
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額		年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考		
	十億	百万	千	円				
会費、			11,000		R6. 12. 17、	流山商工会議所青年部	流山市流山2-312	振込
この頁の小計			11,000					
その他の支出			1,557,505					
合 計			1,800,645					

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別業とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2) 注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入 渉外費	
		☒ 1 組織活動費 ☐ 2 選挙関係費 ☐ 3 機関紙誌の発行事業費 ☐ 4 宣伝事業費 ☐ 5 政治資金パーティー開催事業費	☐ 6 その他の事業費 ☐ 7 調査研究費 ☐ 8 寄附・交付金 ☐ 9 その他の経費			
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考	
宿泊代	十億 百万 千 円 240,000	R6. 10. 8	スターツホテル開発(株)	東京都中央区日本橋3-4-10	振込	
宿泊代	70,000	R6. 10. 22	ホテルルミエールグランデ	流山市おおたかの森北1-2-2		
こ の 頁 の 小 計	310,000					
そ の 他 の 支 出	241,640					
合 計	551,640					

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
- ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)				項目別区分 小分類	(その13-2) 注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入 交際費	
		☒ 1 組織活動費 ☐ 2 選挙関係費 ☐ 3 機関紙誌の発行事業費 ☐ 4 宣伝事業費 ☐ 5 政治資金パーティー開催事業費	☐ 6 その他の事業費 ☐ 7 調査研究費 ☐ 8 寄附・交付金 ☐ 9 その他の経費					
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額				年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
	十億	百万	千	円				
こ の 頁 の 小 計				0				
そ の 他 の 支 出				13,790				
合 計				13,790				

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
- ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2) 注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入			
		☒ 1 組織活動費 ☐ 2 選挙関係費 ☐ 3 機関紙誌の発行事業費 ☐ 4 宣伝事業費 ☐ 5 政治資金パーティー開催事業費	☐ 6 その他の事業費 ☐ 7 調査研究費 ☐ 8 寄附・交付金 ☐ 9 その他の経費		大会費			
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額		年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考		
印刷代	十億	百万	千	円	R6. 4. 26	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
印刷代			77,233		R6. 4. 26	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
印刷代			125,400		R6. 5. 15	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
印刷代			127,470		R6. 6. 28	大槻デザイン(株)	東京都中央区湊1-8-13 1F	
発送費			81,675		R6. 5. 22	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
食事代			133,672		R6. 6. 1	レトロ	流山市おおたかの森北1-9-2	
発送費			82,500		R6. 5. 21	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
印刷代			170,700		R6. 5. 21	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
発送費			38,500		R6. 5. 22	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
			77,652					
この頁の小計			914,802					
その他の支出			24,552					
合 計			939,354					

注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体は245522455すべての領収書を保管すること。

② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）

(2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。

(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。

(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2) 注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入		
		☐ 1 組織活動費 ☒ 2 選挙関係費 ☐ 3 機関紙誌の発行事業費 ☐ 4 宣伝事業費 ☐ 5 政治資金パーティー開催事業費	☐ 6 その他の事業費 ☐ 7 調査研究費 ☐ 8 寄附・交付金 ☐ 9 その他の経費		(選挙事務所費)		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額		年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考	
	十億	百万	千	円			
茶菓			11	100	R6. 10. 12	(有) 喜久屋	野田市清水132-1
茶菓			12	480	R6. 10. 15	三近(株)	野田市中根38-19
宿泊代			79	370	R6. 10. 27	(株)東横INN 流山おおたかの森駅前	流山市おおたかの森西1-2-6
電気工事代			41	785	R6. 12. 26	(有) 流山電業	流山市江戸川台東3-623-2
この頁の小計			144	735			
その他の支出			13	700			
合 計			158	435			

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)				項目別区分 小分類	(その13-2) 注意事項のうち、項目 別区分(小分類)例を参考に記入
		☐ 1 組織活動費 ☒ 2 選挙関係費 ☐ 3 機関紙誌の発行事業費 ☐ 4 宣伝事業費 ☐ 5 政治資金パーティー開催事業費	☐ 6 その他の事業費 ☐ 7 調査研究費 ☐ 8 寄附・交付金 ☐ 9 その他の経費				
支出の目的 ※具体的に記入すること。		金 額		年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
寄付金	十億 百万 千 円	7,674,439	R6. 10. 1	齋藤 健	流山市南流山1-19-7-407		
寄付金		1,632,379	R6. 11. 11	齋藤 健	流山市南流山1-19-7-407		
こ の 頁 の 小 計		9,306,818					
そ の 他 の 支 出		0					
合 計		9,306,818					

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2) 注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入			
		☐ 1 組織活動費 ☒ 2 選挙関係費 ☐ 3 機関紙誌の発行事業費 ☐ 4 宣伝事業費 ☐ 5 政治資金パーティー開催事業費	☐ 6 その他の事業費 ☐ 7 調査研究費 ☐ 8 寄附・交付金 ☐ 9 その他の経費		(印刷・通信費)			
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額		年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考		
音響機器	十億	百万	千	円	R6. 10. 15	アマゾンジャパン(同)	東京都目黒区下目黒1-8-1	
印刷代			39,350		R6. 10. 6	ラクスル(株)	東京都品川区上大崎2-24-9 1F	
電話代			12,590		R6. 12. 24	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70 品川シーサイドテラス	
政見放送			30,586		R6. 10. 15	千葉テレビ放送(株)	千葉市中央区都町1-1-25	
電話レンタル料			850,000		R6. 11. 29	楽天モバイル(株)	東京都世田谷区玉川1-14-1 楽天クリムゾンハウス	振込
電話代			16,443		R6. 11. 20	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70 品川シーサイドテラス	
届出政党用印刷代			48,677		R6. 11. 29	信濃印刷(株)	東京都千代田区飯田橋4-1-11	
			1,368,400					
この頁の小計			2,366,046					
その他の支出			568					
合 計			2,366,614					

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
- ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別業とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2) 注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入				
		☐ 1 組織活動費 ☒ 2 選挙関係費 ☐ 3 機関紙誌の発行事業費 ☐ 4 宣伝事業費 ☐ 5 政治資金パーティー開催事業費	☐ 6 その他の事業費 ☐ 7 調査研究費 ☐ 8 寄附・交付金 ☐ 9 その他の経費		(備品・リース料)				
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額		年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考			
広報備品	十億	百万	千	円	33,248	R6. 10. 7,	ラクスル(株)	東京都品川区上大崎2-24-9 1F	
備品レンタル代					165,000	R6. 11. 1,	(株)まるや	東京都中央区日本橋小伝馬町2-8	振込
政党車リース料					567,300	R6. 10. 26,	サクセスプランニング(株)	富里市十倉433-119	
雑貨					16,072	R6. 10. 9,	ロイヤルホームセンター野田	野田市七光台4-2	
リース料					19,440	R6. 10. 11,	(株)エニマツライフ	埼玉県さいたま市北区吉野町1-388-6	
OA機器					28,881	R6. 10. 16,	(株)ケースホールディングス	茨城県水戸市城南2-7-5	
この頁の小計					829,941				
その他の支出					24,583				
合 計					854,524				

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別業とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)				項目別区分 小分類	(その13-2) 注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入
		☐ 1 組織活動費 ☐ 2 選挙関係費 ☐ 3 機関紙誌の発行事業費 ☒ 4 宣伝事業費 ☐ 5 政治資金パーティー開催事業費	☐ 6 その他の事業費 ☐ 7 調査研究費 ☐ 8 寄附・交付金 ☐ 9 その他の経費	(印刷代)			
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額		年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考	
印刷代	十億	百万	千	円	R6. 1. 7,	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1
印刷代					R6. 1. 7,	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1
印刷代					R6. 1. 7,	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1
印刷代					R6. 1. 11,	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1
印刷代					R6. 1. 11,	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1
印刷代					R6. 1. 11,	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1
印刷代					R6. 1. 11,	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1
印刷代					R6. 1. 11,	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1
印刷代					R6. 3. 5,	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1
印刷代					R6. 3. 6,	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1
印刷代					R6. 5. 28,	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1
印刷代					R6. 8. 13,	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1
印刷代					R6. 8. 13,	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1
この頁の小計							
その他の支出							
合 計							

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2) 注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入			
		☐ 1 組織活動費 ☐ 2 選挙関係費 ☐ 3 機関紙誌の発行事業費 ☒ 4 宣伝事業費 ☐ 5 政治資金パーティー開催事業費	☐ 6 その他の事業費 ☐ 7 調査研究費 ☐ 8 寄附・交付金 ☐ 9 その他の経費		(印刷代)			
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額		年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考		
印刷代	十億	百万	千	円	R6. 8. 13	(株)プリントバック	京都府向日市森本町野田3-1	
印刷代			81,870	円	R6. 8. 13	(株)プリントバック	京都府向日市森本町野田3-1	
印刷代			57,240	円	R6. 8. 13	(株)プリントバック	京都府向日市森本町野田3-1	
印刷代			114,870	円	R6. 8. 13	(株)プリントバック	京都府向日市森本町野田3-1	
印刷代			144,110	円	R6. 8. 13	(株)プリントバック	京都府向日市森本町野田3-1	
印刷代			113,425	円	R6. 8. 13	(株)プリントバック	京都府向日市森本町野田3-1	
印刷代			124,190	円	R6. 8. 13	(株)プリントバック	京都府向日市森本町野田3-1	
印刷代			48,970	円	R6. 8. 13	(株)プリントバック	京都府向日市森本町野田3-1	
印刷代			48,970	円	R6. 8. 13	(株)プリントバック	京都府向日市森本町野田3-1	
印刷代			19,290	円	R6. 8. 16	(株)プリントバック	京都府向日市森本町野田3-1	
この頁の小計			834,805					
その他の支出								
合 計								

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別業とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2) 注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入		
		☐ 1 組織活動費 ☐ 2 選挙関係費 ☐ 3 機関紙誌の発行事業費 ☒ 4 宣伝事業費 ☐ 5 政治資金パーティー開催事業費	☐ 6 その他の事業費 ☐ 7 調査研究費 ☐ 8 寄附・交付金 ☐ 9 その他の経費		(印刷代)		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額			年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
	十億	百万	千 円				
印刷デザイン料			209,000	R6. 1. 29	(株)WAKU design	柏市若柴178-4 3F	
印刷デザイン料			209,000	R6. 8. 19	(株)WAKU design	柏市若柴178-4 3F	振込
印刷代			286,000	R6. 8. 8	信濃印刷(株)	東京都千代田区飯田橋4-1-11	振込
収録費用			75,000	R6. 8. 5	(株)バスク	東京都港区東新橋2-14-1 3F	振込
印刷代			274,737	R6. 8. 17	ラクスル(株)/	東京都品川区上大崎2-24-9	
印刷代			947,540	R6. 2. 20	大槻デザイン(株)	東京都中央区湊1-8-13 1F	
印刷代			385,770	R6. 12. 3	大槻デザイン(株)	東京都中央区湊1-8-13 1F	
印刷代			489,830	R6. 12. 3	大槻デザイン(株)	東京都中央区湊1-8-13 1F	
こ の 頁 の 小 計			2,876,877				
そ の 他 の 支 出			1,210				
合 計			4,845,777				

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別票とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2) 注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入	
		☐ 1 組織活動費 ☐ 2 選挙関係費 ☐ 3 機関紙誌の発行事業費 ☒ 4 宣伝事業費 ☐ 5 政治資金パーティー開催事業費	☐ 6 その他の事業費 ☐ 7 調査研究費 ☐ 8 寄附・交付金 ☐ 9 その他の経費		(発送費)	
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額		年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
発送費	十億	百万	千	円	R6. 1. 26 / (株)地域新聞社	八千代市勝田台北1-11-16 5F 振込
発送費			437,737		R6. 1. 17 / 日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1
発送費			394,800		R6. 1. 17 / 日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1
発送費			54,994		R6. 1. 22 / 日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1
発送費			25,915		R6. 1. 23 / 日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1
発送費			63,178		R6. 1. 23 / 日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1
発送費			70,007		R6. 1. 23 / 日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1
発送費			28,896		R6. 1. 23 / 日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1
発送費			30,076		R6. 8. 23 / 日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1
発送費			59,388		R6. 8. 26 / 日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1
発送費			121,520		R6. 8. 27 / 日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1
発送費			30,100		R6. 8. 27 / 日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1
発送費			89,628		R6. 8. 27 / 日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1
発送費			68,200		R6. 8. 27 / 日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1
この頁の小計			1,474,439			
その他の支出						
合 計						

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別業とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2) 注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入			
		☐ 1 組織活動費 ☐ 2 選挙関係費 ☐ 3 機関紙誌の発行事業費 ☒ 4 宣伝事業費 ☐ 5 政治資金パーティー開催事業費	☐ 6 その他の事業費 ☐ 7 調査研究費 ☐ 8 寄附・交付金 ☐ 9 その他の経費		(発送費)			
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額		年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考		
発送費	十億	百万	千	円	R6. 10. 7	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
発送費			85,000		R6. 10. 7	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
発送費			37,300		R6. 10. 7	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
発送費			85,000		R6. 10. 7	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
発送費			255,000		R6. 10. 8	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
発送費			17,270		R6. 10. 8	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
発送費			25,500		R6. 10. 8	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
発送費			68,000		R6. 10. 9	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
発送費			34,000		R6. 10. 9	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
発送費			25,500		R6. 10. 9	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
発送費			17,000		R6. 10. 9	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
発送費			165,668		R6. 2. 28	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	払込票
発送費			113,460		R6. 1. 22	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
発送費			313,276		R6. 1. 26	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
この頁の小計			1,241,974					
その他の支出								
合 計								

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2) 注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入			
		☐ 1 組織活動費 ☐ 2 選挙関係費 ☐ 3 機関紙誌の発行事業費 ☒ 4 宣伝事業費 ☐ 5 政治資金パーティー開催事業費	☐ 6 その他の事業費 ☐ 7 調査研究費 ☐ 8 寄附・交付金 ☐ 9 その他の経費		(発送費)			
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額		年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考		
発送費	十億	百万	千	円	R6. 1. 26	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
発送費					R6. 8. 30	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
発送費					R6. 8. 30	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
発送費					R6. 11. 5	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	払込票
発送費					R6. 6. 12	(株)地域新聞社	八千代市勝田台北1-11-16	振込
発送費					R6. 9. 30	(株)地域新聞社	八千代市勝田台北1-11-16	振込
発送費					R6. 10. 30	(株)GMP	東京都千代田区神田神保町1-3	振込
発送費					R6. 2. 13	(株)GMP	東京都千代田区神田神保町1-3	振込
発送費					R6. 1. 11	(株)GMP	東京都千代田区神田神保町1-3	振込
こ の 頁 の 小 計								
そ の 他 の 支 出								
合 計								

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2) 注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入	
		☐ 1 組織活動費 ☐ 2 選挙関係費 ☐ 3 機関紙誌の発行事業費 ☒ 4 宣伝事業費 ☐ 5 政治資金パーティー開催事業費	☐ 6 その他の事業費 ☐ 7 調査研究費 ☐ 8 寄附・交付金 ☐ 9 その他の経費		(維持費)	
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額		年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
ポスターメンテナンス費用	十億	百万	千	円	256,500	R6. 4. 16 (同) ワイズ 東京都千代田区大手町2-3-1 振込
ホームページメンテナンス費用					17,050	R6. 11. 6 ヒマナネコ (同) 埼玉県所沢市東所沢和田3-13-53 振込
この頁の小計					273,550	
その他の支出					715	
合 計					274,265	

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
- ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別業とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2) 注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入		
		☐ 1 組織活動費 ☐ 2 選挙関係費 ☐ 3 機関紙誌の発行事業費 ☐ 4 宣伝事業費 ☐ 5 政治資金パーティー開催事業費	☐ 6 その他の事業費 ☒ 7 調査研究費 ☐ 8 寄附・交付金 ☐ 9 その他の経費		(調査研究費)		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額		年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考	
書籍代	十億	百万	千	円	R6. 6. 28	図書出版みぎわ	流山市おおたかの森北3-1-7-207
この頁の小計			11,000				
その他の支出			150,004				
合 計			161,004				

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
- ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別業とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2) 注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入			
		☐ 1 組織活動費 ☐ 2 選挙関係費 ☐ 3 機関紙誌の発行事業費 ☐ 4 宣伝事業費 ☐ 5 政治資金パーティー開催事業費	☐ 6 その他の事業費 ☐ 7 調査研究費 ☒ 8 寄附・交付金 ☐ 9 その他の経費		(交付金)			
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額		年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考		
交付金	十億	百万	千	円	R6. 3. 26	自由民主党野田市支部	野田市吉春836	振込
交付金			500,000		R6. 3. 26	自由民主党千葉県野田市第一支部	野田市吉春836	振込
交付金			500,000		R6. 6. 14	自由民主党東京都第八選挙区支部	東京都杉並区天沼3-27-7 2F	振込
交付金			1,000,000		R6. 10. 8	自由民主党流山市支部	流山市南流山4-1-8-1105	振込
交付金			1,000,000		R6. 10. 8	自由民主党千葉県野田市第一支部	野田市吉春836	振込
この頁の小計			3,500,000					
その他の支出			880					
合 計			3,500,880					

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
 (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
 (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
 (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
 (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2) 注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入		
		☐ 1 組織活動費 ☐ 2 選挙関係費 ☐ 3 機関紙誌の発行事業費 ☐ 4 宣伝事業費 ☐ 5 政治資金パーティー開催事業費	☐ 6 その他の事業費 ☐ 7 調査研究費 ☐ 8 寄附・交付金 ☒ 9 その他の経費		(金銭以外のものによる寄付相当分)		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額		年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考	
金銭以外のものによる寄付相当分	十億	百万	千	円	R6. 10. 1	木名瀬商事(株)	野田市吉春836
この頁の小計			300	000			
その他の支出							
合 計			300	000			

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
- ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その16)

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳								
支 出 項 目	金 額				年 月 日	交付金の供与を受けた 本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備 考
	十億	百万	千	円				
交付金			500,000		R6. 3. 26	自由民主党野田市支部	野田市吉春836	
交付金			500,000		R6. 3. 26	自由民主党千葉県野田市第一支部	野田市吉春836	
交付金			500,000		R6. 6. 14	自由民主党東京都第八選挙区支部	東京都杉並区天沼3-27-7 2F	
交付金			1,000,000		R6. 10. 8	自由民主党流山市支部	流山市南流山4-1-8-1105	
交付金			1,000,000		R6. 10. 8	自由民主党千葉県野田市第一支部	野田市吉春836	
こ の 頁 の 小 計			3,500,000					
合 計			3,500,000					

(その17)

資 産 等 の 状 況

全団体必要

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

注意 (1) すべての団体が提出するものであること。

(2) 団体としての資産等について記載するものであり、全ての項目について有・無のいずれかに「✓」を付すこと。

(3) 「有」欄に✓を付けた資産等については、その内訳を表(その18)に記載すること。

全団体必要

(その20)

全団体必要

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- ☒ 領収書等の写し
- ☐ 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
- ☒ 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 5 月 26 日

政治団体の名称 自由民主党千葉県第七選挙区支部

会計責任者の氏名 安藤 辰生



(以下は解散届提出時のみ記入)

(代 表 者 の 氏 名

(印)

※解散の場合は、解散届も必要となります。

全団体必要

政治資金監査報告書

令和7年5月29日

自由民主党千葉県第七選挙区支部

支部長 齋藤 健 殿

登録政治資金監査人

竹 修

登録番号 第 1939 号



研修了年月日 平成21年6月9日

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、自由民主党千葉県第七選挙区支部の令和6年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、千葉県流山市おおたかの森北1-5-2 セレーナおおたかの森2階 自由民主党千葉県第七選挙区支部の主たる事務所にて行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書（※1）は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かつた支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

自由民主党千葉県第七選挙区支部と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。また、自由民主党千葉県第七選挙区支部と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間において、同様である。

以上